

第5回西和賀町議会定例会

令和2年3月6日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第5回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番、高橋宏君、10番、淀川豊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、地方自治法第235条の2第3項規定に基づき、町監査委員により例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第10号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書、請願・陳情第11号 西

和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願の新規2件であります。請願・陳情第11号 西和賀町庁舎について、町民参加の議論・検討を求める請願については、会議規則第92条の規定により、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。また、請願・陳情第10号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、参考配付とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに佐藤教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、加藤真喜子。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、深澤千里。農業振興課長・農業委員会事務局長、宇都宮清美。林業振興課長、根岸由佳。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。女性が住みよいまちづくり推進監、柳沢里美。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、佐藤教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで町長、教育長より行政報告のため

の発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。令和2年3月町議会定例会、本日から14日間となりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私から、行政報告を4件申し上げます。

最初に、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策幹事会の設置について報告します。新型コロナウイルス感染者は、世界各地で増え続けており、新型コロナウイルス関連ニュースの報道のない日はありません。1月15日に国内で新型コロナウイルスに感染した肺炎の患者の発生が初めて確認されて以降、全国各地で新型コロナウイルスに感染した感染症の患者が増え、3月4日時点の国内感染者は317名、患者287名、無症状病原体保有者30名となっています。

このような状況を踏まえ、町では平成26年6月に策定した西和賀町新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠し、2月28日に西和賀町新型コロナウイルス感染症対策幹事会を設置し、国や岩手県等からの情報共有、庁内における新型コロナウイルス感染症予防対策及び初動体制の確認等を行ったところです。

専門家の知見では、3月の第1、2週間が急速な拡大に進むか終息できるかの瀬戸際となるとの見解が既に示され、政府は小中高校などの一斉休校を要請しました。町でもこの重要な時期を乗り切るため、町主催の事業については自粛し、必要な事業については感染予防措置を講じた上で開催することを判断したところです。3月2日には、新型コロナウイルス感染症とはどのようなものか、日常生活で気をつけること、問合せ先などを記載した「新型コロナウイルスを防ぐには」というチラシ、3月に予定していた町主催事業の中止情報と町内施設の休館情報を町民向けに全戸配布したところです。

町といたしましても、今後も国や岩手県からの情報収集に努めながら、迅速に対応してまい

りたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましては、感染予防、健康保持のため、ご理解とご協力をお願いします。また、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人のせきエチケットや手洗いなど、感染症対策に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、西和賀町在住の方から町立西和賀さわうち病院の医師はじめ医療スタッフの治療対策に感謝し、町立西和賀さわうち病院の運営のために使用していただきたいと10万円の寄附の申出があり、ありがたくこの寄附を頂きましたので、皆様にご報告申し上げます。

次に、森林体験交流センターゆう林館の営業再開についてご報告申し上げます。基準値を超えるレジオネラ属菌の検出により、去る1月8日から営業を休止しておりました森林体験交流センターゆう林館につきまして、再検査の結果、2月17日に基準値未満である旨検査機関から報告があり、岩手県中部保健所の確認を経て、2月22日から営業を再開いたしております。今後は、指定管理者とともに一層の衛生管理の徹底に努めてまいります。

次に、公用車の事故1件に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。昨年10月9日、県道1号線雫石町南畑地内において、公用車が前方を走行中の軽自動車を追い越そうとした際、軽自動車が右折したため軽自動車と接触し、さらに軽自動車の前方を走行中の軽トラックに追突したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は、53万2,895円となり、全額を保険金により支払うものであります。詳細につきましては、議会宛の報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、今後とも車両の運行には十分な注意を払い、事故防止に努めてまいります。

私から、以上、行政報告4件であります。ど

うぞよろしく願い申し上げます。

議長 佐藤教育長。

教育長 おはようございます。3月定例議会、どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、今般の新型コロナウイルス感染拡大予防のための小中学校の臨時休校措置について述べさせていただきます。

西和賀町におきましては、3月2日月曜日から町内4小中学校を臨時休校とさせていただきます。急な対応となりましたこと、児童生徒、そして保護者の皆様大変申し訳なく思っております。特に卒業を目の前にした小学校6年生、中学校3年生の児童生徒、保護者の皆様にとりましては、とても大事な時間を突然失った喪失感を与えてしまいました。また、卒業式も縮小しての開催ということでお願いをしている、そのことに断腸の思いでございます。

一見平穏な暮らしが続いている西和賀町でございますが、目に見えないウイルスへの対応であります。従前のインフルエンザ等学級閉鎖に見られるような集団感染のおそれ、可能性がある教室という空間からの避難であること等を考えての非常時の措置ということで、ご理解をくださいますようお願いを申し上げます。最悪の事態を招かないよう学校を休校にすることとしないことを比べたときのどちらのリスクが高いのかを考え、判断をしたところです。今後も日々刻々と変化する状況を把握しながら、後手に回ることなく誠意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

休校後の対応として、ご家庭での対応が難しいお子さんにつきましては、学童クラブにおいて朝の8時から夕方6時半まで預かりを行っております。その際は、小学校の体育館等も使用可能としているところでございます。さらには、児童生徒の心のケアを大切に考え、東日本大震災津波で被災した沿岸市町村の学校が取り組んできたように、定期的な家庭訪問による子供たちの様子の観察を各学校にお願いしている

ところです。

また、学習及び児童会、生徒会等の指導、支援が必要な児童生徒の個別及び少人数での登校ですとか、高校受験の事前、事後指導のための登校、そういった閉鎖された空間での集団生活を避けるという趣旨を踏まえた上で、必要に応じて柔軟な対応をするということとしております。

本日高校入試の日であります。この休校措置は高校受験直前から行われてきておりました。受験生に対しましては、町が8月から実施してきました中3学習会、そちらのほうで各自に配付しておりますIDナンバーやパスワードを使えば、家庭でのネット環境の中、動画で学習ができるという環境も行ってきました。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防に当たっては、ここ2週間の対応が重要ということでの臨時休校措置を行ったところであります。今後の取組につきましては、状況を見定めながら、臨機応変に対応を考えてまいりたいと思っております。児童生徒、保護者、そして町民の皆様には、大変ご心配をおかけいたしますけれども、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

議長 これで諸報告を終わります。

先ほど事務局長が読み上げました町長より説明委任のあった者の職氏名に読み上げなかった者がありますので、追加して読み上げます。

事務局長 失礼しました。追加して読み上げます。6次産業推進監、菊池輝昌。健康づくり推進監、廣田里美。

以上であります。

議長 続いて、日程第4、町長の令和2年度施政方針演述を行います。

細井町長。

町長 本日、ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和2年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

昨年10月、本県にも甚大な被害をもたらした台風19号をはじめ、全国各地で台風、大雨などの災害により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

災害による被害をできるだけ少なくするため、引き続き防災・減災に取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

令和という新しい時代に入りました。今年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。この開催に伴って、全国の500近い市町村がホストタウンとして、海外の選手や役員の方々をお迎えし、様々な交流事業を予定しています。西和賀町では西アフリカの「コートジボワール共和国」のホストタウンとして住民の皆さんとともに応援し、その役割を果たしていきたいと考えております。

さて、令和元年度は第2次総合計画の第2年度として、計画に掲げるまちづくりの目標の達成に向けて施策を展開してきたところであります。

領域ごとの取組についてですが、重点プロジェクトとして位置づけている健康づくりの分野では、西和賀町健康増進計画である「まめまめ21」の中間評価の年であり、これまでの取組状況、成果、課題について、分析、検討を行い次年度以降の取組に反映させたいと考えております。

町民一人一人が健康づくりに積極的に向かい合う環境づくりを推奨するため、新たにウォーキングマップを作成したほか、健幸ポイント事業やご当地体操の普及啓発の取組に努めました。

なお、「健康増進法」の改正に伴い、既に病院、学校、役場などでは「敷地内禁煙」を実施しておりますが、本年4月から全ての施設で原則「屋内禁煙」となることから、引き続き、受動喫煙防止の啓発活動に取り組んでまいります。

産業分野では、町内で生産される農産物の町内消費を実現するための取組を進め、特産品で

ある「西わらび」や転作作物として生産面積が拡大した「そば・大豆」の需要拡大を図るための対策に取り組みました。また、区画形状の小さい圃場や農道などを改修するため県営土地改良事業や酪農家の自給飼料の生産、乳製品製造施設の整備について支援してまいりました。

観光振興に関しては、学生などを対象に合宿などで連泊する場合の宿泊補助制度を新たに創設し、その誘致に取り組みました。また、ダム放流や貯砂ダムの夜間照明を活用したライトアップ事業、サイクリングやサップ体験など新たな観光誘客の取組を進めてまいりました。

教育分野では、学校へのエアコン設置、給食センター建設に着手するなど教育環境の充実を図るとともに、西和賀高校の魅力化や行政・地域と連携した探求学習による地方創生の取組の支援、公営塾による学習支援や英会話教室などを実施してまいりました。また、子供たちが森林という身近な地域資源に気づき、職業としての林業や森林環境の教育に取り組みました。

生活分野では、町道、橋梁、公営住宅の維持管理と長寿命化による大規模改修事業、また、道路除雪による町民生活の安全確保、安心・安全な水道供給や西和賀消防署の整備を進めています。

消費税率10%への移行対策として、プレミアム商品券（ニシワガー券）発行事業を行い、地域商工業者や地域経済活性化の支援に取り組みました。

また、「おでかけバス」は、昨年10月から有料での運行を開始しましたが、安定した乗車人数で利用いただいております。

情報発信の対応として、町の公式ホームページの全面的なリニューアルと併せて、スマートフォンに対応した画面への改善に取り組んでおります。また、町の広報誌についても町民モニターの意見を踏まえ、読みやすい紙面に工夫、配意して取り組んでまいりました。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、

若い世代を対象とした「若者単身者用住宅」の建設に向け取組を進めてまいりました。また、子育て応援事業、拡大コミュニティーやふるさと交流事業、ユキノチカラブランド推進、空き家改修の補助、出会いの場づくりなどに取り組んでまいりましたが、これまでの課題や成果などを検証し、次期創生総合戦略の計画策定に向けた検討を行っております。

財政について申し上げます。

合併して15年目を迎え、合併時に約8,000人だった人口は、現在5,600人を割り、さらに減少を続けています。既にご承知のとおり合併の特例として、措置されてきた割増分の地方交付税が終了することで、町の歳入が大きく減少しております。

この状況に対応するため、平成29年度から「地方交付税減少対策プロジェクトチーム」を設置し、課題と対応案について、検討を進めてまいりました。

令和元年度には、県立大学教授、県市町村課財政担当課長などをアドバイザーとして迎え、合併特例終了後の財政規模縮小の見通しと、持続可能な地域づくりを進めるために合併協議時の調整事項でありました「庁舎」「老人医療費助成制度」「温泉施設」についての対応案を取りまとめたところです。

町民の皆様方には、合併特例終了後の財政規模縮小の見通しと、「庁舎」「老人医療費助成制度」「温泉施設」の対応案につきまして、「町政懇談会」をはじめ、各団体での総会や会合の場で説明し、ご質問、ご意見を伺ってまいりました。

今後の取り組みですが、令和2年度は、第2次総合計画前期4か年計画の3年目となり、目標の達成に向けて着実な取組を展開してまいります。

まず、財政について。

令和2年度は、普通交付税の割増し措置の縮減の最終年度となり減額が見込まれることと、

簡易水道統合事業の本償還に伴い公債費の将来負担比率が今後、令和3年度から5年間、高い比率で推移していく見込みとなるため、当面は極めて厳しい財政運営が強いられることが見込まれます。

このため、令和2年度には「中期財政計画」を策定し、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

この計画の策定に当たっては、地方交付税制度等の専門家である関西（かんさい）学院大学の小西教授の指導を頂くこととしております。

あわせて第3次行政改革大綱に基づき、事務事業の効率化と戦略化を図るとともに、会計年度任用職員制度の新たな施行を受けて適切な事務事業の見直しに配慮しながら、人口や財政規模に見合った施策展開と、社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、役場庁舎について申し上げます。

役場庁舎については、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」を策定して、平成29年度には「庁舎のあり方検討会」を設置し、両庁舎の現状、個別施設計画策定の検討を行いました。平成30年度には沢内庁舎（開発総合センター及び老人福祉センター）、湯田庁舎の劣化状況を専門業者に委託して施設の状況を調査し、長寿命化を図るための「個別施設計画」を策定しました。

令和元年度には、この劣化状況調査及び個別施設計画に基づき、「庁舎のあり方検討会」で今後の対応について検討を進めてまいりましたが、厳しい財政状況の中であることから、現在ある施設の有効利用と最小限の経費で耐震補強及び改修を行い、引き続き、分庁舎方式を継続していくことを基本方針としてお示したところです。

具体的には、沢内庁舎の老人福祉センターは躯体を含め全体的に良好な状態のため改修して、引き続き庁舎として使用することとし、また、

湯田庁舎も、健全な状態のため、改修や耐震補強を行い、引き続き庁舎として使用することとしますが、沢内庁舎の開発総合センターについては、コンクリートの中酸化による剥離、鉄筋の露出、ひび割れからの漏水、躯体底のたわみ等建物全体の劣化が進んでおり、また、躯体の強度が各階とも設計基準強度未満であったことから、改修による長寿命化が難しく、地震災害等での危険な状況を回避するためにも、建物を解体することとしました。

劣化状況調査の結果、早急にそれらの対応を行う必要があると判断し、令和2年度には、老人福祉センター改修の実施設計及び改修工事に着手したいと考えています。

なお、これに伴って、議場については、湯田庁舎の旧議場を改修し使用することとし、教育委員会学務課を湯田庁舎に移設し、教育委員会の一体化を図ります。

新庁舎の建設について、町政懇談会や12月議会の一般質問でも要望が出されております。

新庁舎の対応については、今後、さらなる人口の減少、高齢化、そして、役場の職員数の減少が見込まれている中であって、一方で、社会のありようが大きく変化しており、行政システムに関する情報化は人工知能等の導入の検討など、行政サービスの在り方が大きく変動してきている状況にあります。

このような状況にあって、住民への行政サービスを提供していく庁舎が果たす役割を見定める必要があるものと考えております。

また、庁舎の地域経済に与える影響や広域行政で解決できる共通課題への対応等を考慮した上で、新庁舎の建設について、その規模や立地、形態等を検討していくことが求められているものと考えております。

私としても新庁舎の建設には取り組んでまいりたいと考えておりますが、財政的な課題もありますので、令和2年度の「中期財政計画」の策定と併せて、「新庁舎建設基金」設置の検討

を行ってまいりたいと考えております。

令和2年度の事業の推進について申し上げます。

以下、令和2年度の基本的な取組について、分野ごとに述べてまいります。

まず、保健医療福祉領域について。

健康増進法の一部改正により、本年4月から受動喫煙対策が全面施行されることから、望まない受動喫煙をなくすための啓発活動を積極的に行ってまいります。

令和2年度はウォーキングマップを活用した健康づくり事業を推進します。

高齢者の健康づくりと介護予防の一体化を図るため、地域サロン活動等において、ご当地体操やシルバーリハビリ体操を積極的に取り入れながら、健康寿命の延伸を目指し、「運動」「栄養」「社会参加」を合言葉に、生涯を通じた健康づくりを引き続き推進してまいります。

令和2年度は、第7期西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の最終年度となり、それぞれの次期計画の策定の年となります。次期計画については、これまでの実績や今年2月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を参考にしながら策定していくこととしています。

介護保険事業においては、令和元年度から導入した多職種連携による自立支援ケア会議を充実させ、高齢者の生活の質の向上を目指した取組を引き続き推進してまいります。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画については、障害等のある方が住み慣れた地域で自立し、安心・安全に暮らせる共生社会を目指すこととし、障害者総合支援法及び長期基本計画である第3期西和賀町障がい者計画等と整合性を図りながら策定してまいります。

また、高齢者団体の活動や高齢者の生きがいづくり、社会貢献事業にも引き続き支援をしてまいります。

介護人材の確保対策として、新たに県補助金を活用した介護福祉政策事業に取り組みます。各学校での総合学習の時間等を利用し、介護の3つの魅力「楽しさ・広さ・深さ」について学齢期から理解を深めていただくための出前講座を実施します。実施に向けては、町が学校と福祉事業所との調整役となり支援してまいります。

また、子育て包括支援センターの設置に向けた検討を行ってまいります。

病院事業は、新病院移行から5年が経過し、医科の常勤医師3人体制は新年度も継続できるめどが立っておりますが、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き外部の応援医師の確保に努めてまいります。また、令和2年度は入院病床の一部を地域包括ケア病床に転換し、急性期の治療を終えられた患者のうち、自宅などに直接退院することが難しい方を一定期間受け入れて、リハビリなどで集中的にケアを行い、円滑な在宅復帰を支援する体制を強化してまいります。

次に、教育文化領域について申し上げます。

教育に対する課題やニーズの多様化に応えるため、教育委員会制度の趣旨を踏まえ、町長と教育委員会がより一層の連携を深め、教育課題を共有し、意見交換を行い、町の教育行政の充実と努めてまいります。

保育関連については、国の子育て支援として、昨年10月から保育料の無償化が実施されておりますが、これは保育料のみが無償となり、給食の副食費については、世帯所得により保護者負担とする制度です。本町では、町単独の子育て支援施策として、子育て環境の充実を図るため、令和2年度から、この給食の副食費についても、世帯所得にかかわらず保護者負担がないように支援してまいります。また、町内保育施設へのエアコン設置など新たに実施し、西和賀の若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりの取組を充実してまいります。

学校教育については、小中学校の英語教育環

境の充実のため、引き続き外国人英語講師を2名体制として学習支援を行うほか、各種検定の公費負担、特別支援教育支援員の配置、教員研修等を継続し、児童生徒の学力保障を支援するとともに、小中学校における令和4年度の「コミュニティ・スクール」化に向けた学校と地域の取組を支援してまいります。

さらに、令和2年度からは、教職員の業務負担軽減等を目的に「統合型校務支援システム」を各小中学校に導入し、効率的な校務の推進を図るなど、教職員の「働き方改革」の取組についても支援してまいります。

また、老朽化した小中学校の給食施設を統合しての「(仮称)総合給食センター」建設に着手するほか、児童生徒への1人1台パソコンの導入を目指した「GIGA(ギガ)スクール構想」の実現に向けた校内通信ネットワーク整備等を行うなど、教育環境の充実に努めてまいります。

県立西和賀高校については、「魅力化支援基金」の活用により、生徒一人一人の目標実現に向けた学習及び活動支援を行うとともに、生徒確保のための魅力ある学校づくりを支援してまいります。

また、令和2年度に「新たな県立高等学校再編計画」の後期計画が策定されますが、県教育委員会に対して、町に高校があることの重要性及び教職員数の維持等について引き続き強く要望してまいります。

西和賀高校の学習支援及び町民を対象とした英会話教室に取り組んでいる「公営塾」については、町民の学びの場としてのさらなる事業内容の充実を図ってまいります。

社会教育については、地域の中の学校づくりであるコミュニティ・スクールへの移行に当たり、地域住民への啓発を継続するとともに、地域基盤である教育振興運動との融合の在り方の検討や、地域拠点としての公民館の在り方について自治活動の在り方と連携しながら検討を進

めてまいります。

生涯スポーツについては、東京2020オリンピック・パラリンピックが7月から9月にかけて開催されることに伴い、聖火リレー・聖火フェスティバルやホストタウン国「コートジボワール共和国」との国際交流事業などオリンピック関連事業に取り組んでまいります。

また、町におけるスポーツ振興の在り方を見直し、スポーツが継続的に行われる環境づくりを進めてまいります。

さらに、文化創造館においては、老朽化に伴う屋根の大規模改修の調査や落雷対策用避雷システム設置工事を行うなど、環境の充実を図りながら、今後の施設運営の方針及び文化事業の検討を進めてまいります。

過渡期にある地域づくり、町民のスポーツ振興、文化振興において、関係者との検討を重ね、今後の方向性を示してまいります。

次に、産業領域について申し上げます。

農業の振興については、平成30年度に「第2次西和賀町農業農村振興プラン」を策定したところですが、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行うこととしております。令和2年度はこの年となっており、令和3年度から令和5年度までの取組に向けた見直しを進めてまいります。

農業後継者の育成と農業労働力の確保対策については、国の制度を活用した新規就農者の確保を進めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進してまいります。あわせて、農業生産基盤の整備についても引き続き取り組んでまいります。

6次産業の推進については、産業間連携組織を設立し、町内で生産される農産物を町内で消費するシステムを構築するため、各種イベントなど具体的な取組を展開してまいります。近年転作作物として生産面積が拡大している「ソバ・大豆」の生産量の増加に伴う諸課題について検討し、対策を実施してまいります。「西わら

び」につきましては、ブランド力強化や知名度向上による生産者の利益向上と消費者の信頼の保護を図ることを目的として「地理的表示制度登録」に令和元年度から取り組んでまいりましたが、本年度の登録に向けた手続を進めてまいります。

畜産振興については、酪農家の労働力軽減と飼養頭数の拡大を図るため、TMR供給体制整備の取組に対し支援を行うとともに、和牛農家への自給飼料の供給や規模拡大志向農家等への支援を引き続き行ってまいります。また、農畜産物の高付加価値と雇用の場を確保するため、乳製品製造施設の整備を支援してまいります。

林業振興については、引き続き、本町の森林資源を十分に活用できるよう素材生産を推進するほか、令和元年度からスタートした森林経営管理制度に基づき、新たに地域林政アドバイザーを雇用し、町が仲介役となって森林所有者と林業事業体をつなぎ、私有林の集約化と森林整備の推進に取り組みます。また、大型機械を使わず少人数で行う自伐型林業の普及・推進、将来、林業の担い手となる子供たちへの森林環境教育にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

商工振興については、起業支援に取り組むとともに、「創業支援事業計画」により商工会との連携支援を継続し、令和元年度に出資した資金により、起業家育成ファンド事業を北上市、金融機関とも連携して支援を行ってまいります。また、有効求人倍率の上昇、企業撤退に対しては、労働者対策として公共職業安定所と連携するなど、きめ細かな対応を行ってまいります。

後継者対策は、国、県との連携の下で、商工会が取り組んでいる「経営発達支援計画」と連携した取組を進めてまいります。

観光振興については、「観光振興計画」の下、第三次アクションプランを策定し継続した取組を進め、さらに持続可能な観光地域社会を目指します。

公共温泉施設については、全体的な方針についての説明を行っており、スケジュールを含む公共温泉施設の在り方についての指針の取りまとめを行い、関係する地域や事業者への説明を尽くしながら、民間への移行を進めてまいります。

錦秋湖マラソンが40年を迎えるに当たり、記念講演や仙台市内でのファンミーティングなどのイベントを行い、仙台市をターゲットにした新たな顧客開拓に取り組んでまいります。

次に、生活領域について。

地域の安全を確保するため、「西和賀町地域防災計画」を基に、引き続き、防災訓練や計画的な備蓄を行い、地域防災の向上に努めてまいります。

西和賀消防署の整備については、平成30年度に事業着手し、本年6月末の消防庁舎完成に向け取組を進めているところであります。

本年7月からは新たな西和賀消防署の運用が始まることから、さらなる消防力の強化、本町における消防・防災の中核を担う拠点施設として期待しております。

また、西和賀消防署は町立西和賀さわうち病院に隣接するという全国的にも珍しく、かつ有利な立地条件にあることから、西和賀消防署と町立病院との業務連携による円滑な救急体制が図られるよう努めてまいります。

安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い計画的に、劣化した路面の補修や側溝、橋梁、道路安全施設などの予防保全を実施し、長寿命化に努めます。また、町民の冬期間の交通確保のため、除雪体制には万全を期し、その対応に努めてまいります。

道路付属物修繕事業では、町道川尻小繋沢線落石防護網補修工事を行い、通行の安全確保を図ります。また、道路新設改良事業では、町道下の沢線の危険箇所を改良し拡幅工事を実施してまいります。

河川改修事業では大八郎川の護岸工事を引き

続き実施し、令和2年度で事業を完了する予定であります。

公共交通では、昨年10月に有償に移行した「おでかけバス」と実証2年目を迎える「湯けむりタクシー」の継続運行により、地域の足の確保に努めます。

また、各種交通事業者との意見交換や、JR東日本と連携したJR北上線利用促進事業の展開など、公共交通対策に取り組んでまいります。

バスをはじめとした地域交通の在り方について、県から派遣される職員を受け入れ、過疎地域における運行の在り方の調査事業などに取り組んでまいります。

居住環境の整備については、現在、町営住宅は特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅を含め56棟87戸を管理しております。このうち、既に耐用年数を経過した住宅が1戸、長寿命化に基づく改修計画期間内に耐用年数が経過する住宅が46戸あることから、長寿命化計画に基づき、順次、改修工事を進めることとしております。

町営上野々住宅の改修工事に引き続き、令和2年度は、町営猿橋住宅の長寿命化、町営湯田住宅の給湯設備更新を実施してまいります。

水道事業及び下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を目指し、経営状況の把握と財政分析を行い、経営の効率化、健全化に向けた取組を進めてまいります。

総合戦略について申し上げます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、国の動向を勘案し、現在の計画を1年間延長し、第1次総合戦略の課題と成果の検証を行い、関係機関等との十分な協議を踏まえて、効果のある人口減少対策として、次期総合戦略策定を行うこととします。

令和2年度からの新たな取組として、水源地域の財産である湯田ダム・錦秋湖の拠点整備事業として国土交通省の「かわまちづくり事業」の令和3年度の事業採択に向けた取組を進めて

まいります。地域資源を生かした魅力ある観光地づくりによる関係人口の拡大を目指し、令和2年度は、事業計画についての町民アンケートを実施することとしております。

また、関係人口の増加を目指し、町出身者等とのつながりを深めるふるさと交流事業を継続して実施します。

行政区等の自治組織の課題や運営の強化については、新たにコミュニティ担当の特命主幹を配置し、集落支援と併せて公民館施設の在り方の検討を行い、地域の課題解決に向けた地域活動を支援してまいります。

移住定住の促進については、若者単身者用の住宅建設を、令和2年度の完成に向けて取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊については、農業、林業、教育分野の隊員を新たに募集します。

以上、一般会計当初予算は、総額67億2,200万円となりました。強い農業・担い手づくり支援総合交付金事業や西和賀消防署建設費等により、令和元年度の当初予算と比較して2億700万円、率にして3.2%の増額となっておりますが、これらの臨時的な支出を除いた予算額では、59億2,150万円ほどとなり、令和元年度と比較して、1億5,750万円、率にして2.6%の減額となっております。

地方交付税の減少に応じた予算規模の縮減を図りながらも、住民サービスの維持を最優先とした財政運営に努めてまいります。

最後となりますが、昨年度も申し上げました岩手県の偉人、「後藤新平」の「自治の三訣」を述べさせていただき、所信表明とさせていただきます。

「かねて私のいう 自治の三訣（さんけつ）、1、人のお世話にならぬよう（自助）、2、人のお世話をするように（互助）、3、そして報いを求めぬよう（自制）、少年時代から心がけて、これを実行するのであります」。

以上、岩手が輩出した偉人の信念を心に刻み、

「町民のために役立つ行政」に誠心誠意臨んでまいりたいと考えております。

議会議員の皆様並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、所信表明といたします。よろしくお願いいたします。

私が先ほど申し上げました中で、一部訂正をさせていただきます。地方交付税制度の専門家である関西（かんさい）学院大学と申し上げましたけれども、正しくは関西（かんせい）学院大学の間違いでありました。訂正しておわび申し上げます。

議長 これでは町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの町長の施政方針演述に対する一般質問がありましたら、9日月曜日の午前9時までに通告をお願いします。

なお、今回の一般質問の通告は、ただいまの施政方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第5、教育長の令和2年度教育方針演述を行います。

佐藤教育長。

教育長 それでは、私のほうから教育長演述をさせていただきますと思います。

日頃より本町の教育行政の推進に関しまして、議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の多くの皆様から、力強いご支援を頂いておりますことに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和2年度の教育行政推進の大要について申し上げます。

教育委員会は、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」を基本目標に掲げた「西和賀町教育振興基本計画」にのっとり、その実現のため、「生涯学習」、「学校教育」、「生涯スポーツ」、「歴史や文化」の4つの分野ごとに定

める基本方針の下、教育行政施策を具体的に取り組んでいるところであります。

令和元年度、生涯学習におきましては、「高齢者の生きがいづくり」、読書ボランティアとの連携による「読書推進」や「子育て支援」、本町が抱える課題に応じた学習機会として「町民教養講座」等を実施するとともに、演劇を通じた地域の活性化、社会教育施設的环境整備等により、生涯学習社会の推進に取り組んでまいりました。また、老朽化が進む社会体育施設の整備に取り組むほか、各種スポーツ大会の運営支援に当たり、町民の生涯スポーツの振興にも取り組んでまいりました。

学校教育においては、授業改善の取組が実を結び、児童生徒の学力が向上し、各校種、各教科において県や全国平均を上回る状況が多く見られるようになっております。さらに、2小学校には1月に「読書おもいで帳」システムを導入し、一層の読書推進に取り組むことができるよう環境整備を行ってまいりました。

また、沢内中学校が全国学校体育研究表彰「優秀校」に選ばれたほか、小学生がスポーツ雪合戦大会による2年連続の全国優勝、クロスカントリースキーにおいても中学生が全国大会・東北大会に出場するなど、西和賀町の小中学生が全国にその名を知らしめる活躍をしております。

こうした令和元年度の成果を、累積する教育課題の解決に向けた糧としながら、より質の高い教育活動の創出へつなげていきたいと考えております。

教育をめぐる社会情勢の変化はとて目まぐるしいものであります。英語教育の低学年化や道徳の教科化、プログラミング教育の推進といった令和2年度からの「新学習指導要領の完全実施」に取り組むとともに、令和4年度完全実施となる「コミュニティ・スクール」への移行に備えた取組、部活動の在り方・教職員の長時間勤務の改善等の「教職員の働き方改革」といった教育上の課題や、地域活動の維持強化を踏

まえた「公民館の在り方の検討」等、今後、町が取り組まなければならない課題について、重点施策の明確化を図り、具体的な施策の推進を期してまいります。

それでは4つの基本方針に沿って、令和2年度の教育行政における具体的な方向性について、述べさせていただきます。

初めに、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

町民が自ら学ぶ学習機会の保障としての「生涯学習」と現代的課題及び本町の地域課題の解決を図るための「社会教育」の両面から、実施目的を明確にして事業を展開してまいります。

読書推進においては、「西和賀町子どもの読書活動推進計画」第2次計画を策定し、子供の読書活動に係る現状を把握しながら、読書ボランティアによる読み聞かせ活動や読書活動の啓発事業を指標達成に向けて計画的に展開する体制を整えてまいります。

また、子供・家庭・学校・地域・行政の5者が連携を図り、子供を取り巻く教育課題の解決を図る教育振興運動は、学区全体で子供を育てる体制をつくるものであります。本町においては盛んに行われているところです。地域の中の学校を目指す「コミュニティ・スクール」においては、この教育振興運動が地域基盤として期待されていることから、「コミュニティ・スクール」で求められる新たな活動と従来から取り組まれている活動の整理及び教育振興運動が担う役割等の整理を支援してまいります。

さらに、「ふるさと振興課」との連携の下、人口減少に対応する地域活動の維持強化を踏まえ、地域拠点の必要性及びその在り方を検討するとともに、公民館の修繕の方向性を示してまいります。また、地域活動を担う次世代の地域人材の育成にも取り組んでまいります。

次に、「未来を担う子供たちの生きる力を育む学校教育」についてです。

小中学校においては、知・徳・体の調和を図

り、「生きる力」を育成するための教育を推進してまいります。

「知」に関しては、全国学力・学習状況調査や県学習定着度状況調査等、諸調査の結果を分析し、「いわての授業づくりの3つの視点」を取り入れた授業改善に当たりながら、各校の実態に応じた学力保障対策を進めております。今後も、各種検定の支援、教員研修の充実等による支援を継続し、児童生徒の学力保障をさらに確かなものにしていきたいと考えております。

また、英語助手の2人体制を継続し、学校教育における英語学習の充実を図るとともに、西和賀町公営塾による英会話教室「にしわがEーカフェ」、保育所（園）における英語助手訪問により、子供から大人までが英語に慣れ親しむ環境づくりを継続してまいります。

「徳」に関しましては、これまでも、日々の生徒指導や「いじめ防止」のための取組の充実等への支援を行ってきたところですが、「特別の教科 道徳」の推進を継続して支援するほか、「コミュニティ・スクール」の移行に当たっては、地域住民の学校経営への参画を進め、地域色が強い学校づくりを促進することによって児童生徒の郷土愛を育ててまいります。

「体」については、従来から取り組んできた望ましい生活習慣の確立や体力向上の取組を継続するとともに、今後も児童生徒が将来にわたって健康な生活を送れるように学校の取組を支援してまいります。

こうした取組の推進に当たりましては、教職員がゆとりを持って児童生徒に向き合うことができる職場環境の整備が必要であり、長時間勤務の改善及び業務負担の軽減のために「統合型校務支援システム」を4小中学校に導入するほか、今後の教育のデジタル化・ICT教育の推進に当たり、児童生徒1人に1台のパソコンを導入する「GIGAスクール構想」の実現に向けた環境整備に取り組んでまいります。

そのほか、教育関係施設の整備については、

4小中学校に給食を配食する「総合給食センター」を建設することとし、令和3年度半ばの完成をめどに着工するほか、「廃校舎等の今後の方向性」については、廃校舎検討委員会により、継続して協議してまいります。

また、子育て支援施策については、令和元年度策定の「第2次西和賀町子ども子育て支援計画」を踏まえた事業の推進に当たるとともに、保育所（園）へのエアコンの設置に取り組み、さらには西和賀町単独の子育て支援策として保育所（園）の副食費の保護者負担がないよう支援を行うなど、子育て支援の環境整備に努めてまいります。

次に、西和賀高校の魅力化について申し上げます。

令和3年度より始まる「新たな県立高等学校再編計画・後期計画」において、西和賀高校は1学級40名の小規模ながら「周辺高校への通学が極端に困難な地域」にある“特例校”として、引き続き存続させることになっております。ただし、「入学者数が2年連続で20名以下の場合、翌年度から募集停止とし、統合する」ことが明記されており、令和2年度から始まる私立高校の授業料無償化を踏まえ、今後も予断を許さない状況が続いております。

全ての学年が1学級となり、定数減となった西和賀高校の教職員の負担軽減と生徒の学習支援の充実にあたる「公営塾」及び学区外生徒の「下宿支援」、地方創生に向けた「探求学習の支援」を中心に、“高校と町が一体となった取組”や“きめ細やかな指導を可能とする小規模校のよさ”を西和賀高校の魅力として、積極的に発信してまいります。

また、地方創生に向けた高校を核としたまちづくりの推進、地域に高校が存在する意義と役割の啓発に当たるとともに、岩手県教育委員会に存続のみならず、高等教育の質の維持を訴えてまいります。

次に、「誰もが参加できる生涯スポーツの振興

について」です。

生涯スポーツの振興では、町民が生涯にわたり多様な形でスポーツに親しむことができる「健康で活気あふれるまちづくり」を目指して取り組んでまいります。

高齢化が進む本町において、健康を維持するためには身体を動かす機会を設けることが重要であり、社会体育施設の適切な維持管理とともに、高齢者や親子といった町民が気軽にスポーツに親しみ、健康増進につながるようなスポーツレクリエーション事業の実施を各関係団体との連携の下検討してまいります。

また、令和2年度は「東京オリンピック・パラリンピック」の開催年であり、本町のスポーツ振興の機運醸成を図るためにオリンピック・パラリンピック関連事業を行うほか、国際理解教育の機会としてコートジボワール共和国のホストタウンとしての交流事業に取り組んでまいります。

最後に、「地域の歴史や文化の継承と創造」についてです。

文化芸術は心豊かな生活を実現していく上で欠かせない活動であり、地域の歴史や文化は、地域への愛着と誇りを形成する心のよりどころとして、伝承・保存に努めていく必要があります。今後も、町民が文化芸術活動に親しむことができるよう、文化芸術団体などと連携しながら町民文化祭をはじめとした様々な発表の場を提供してまいります。

平成29年度に「どこにもない演劇のまちをつくろう」というスローガンを掲げ、演劇専用ホールとしての特色を生かした事業を展開して3年を経過しました。令和2年度は、貸館業務は継続するものの、文化創造館の施設改修を機に自主事業を縮小し、町民にとって必要とされる施設及び事業の在り方を検討する期間としてまいります。

以上、令和2年度教育行政の具体的な方向性について申し上げます。長い歴史の中で培わ

れてきた文化や伝統を大切にし、ふるさとに誇り・愛着心・感謝の心を持つ人材の育成に取り組むことにより、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」の実現に努めてまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これにて教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育長の教育方針演述に対する一般質問についても、9日月曜日の午前9時までに通告をお願いします。

また、この一般質問の通告についても、ただいまの教育方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

続いて、日程第6、令和2年度予算議案上程を行います。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算について、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第32号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算について、以上令和2年度予算議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま一括上程となりました議案第25号から33号までの令和2年度当初予算について提案理由を申し上げます。

提案の予算は、議案第25号 令和2年度西和

賀町一般会計予算、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算、議案第32号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算、議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の9会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第1項の規定により、また病院事業会計予算及び水道事業会計予算では併せて地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和2年度の一般会計予算は、令和元年度当初予算と比較し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業4億7,022万2,000円、畜産競争力強化整備事業2,428万6,000円、西和賀消防署整備に係る北上地区消防組合分賦金2億5,887万9,000円、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の増により、前年度比2億700万円、3.2%増の67億2,200万円となっております。病院事業会計及び水道事業会計を除く一般会計と特別会計の合計額は92億2,705万円となり、前年度の当初予算と比較して1億8,045万円、2.0%の増額となっております。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計であります。令和2年度から一部病床を地域包括ケア病床に転換して運用を行うことにしており、このことなどにより、収益合計で前年度を3,683万9,000円上回る9億1,907万7,000円の予算額となりました。一方、支出においては、会計年度任用職員制度への移行などによる給与費の増や材料費の増などで、前年度を4,230万5,000円上回る9億9,947万7,000円となり、この結果、令和2年度は8,040万円の赤字予算と

なっております。また、資本的収支予算につきましては、収入、支出、それぞれ6,332万9,000円としております。

次に、水道事業会計については、地方公営企業法の全部適用事業として、公営企業会計に移行して2年目の予算となります。令和2年度当初予算において、収益的収支については、収入1億9,878万8,000円、支出4億1,304万9,000円となり、2億1,426万1,000円の赤字予算を計上せざるを得ない状況となっております。ただし、支出には資金の移動を伴わない減価償却費として2億7,048万8,000円を計上しておりますので、事業運営において資金不足に陥ることはありません。一方、資本的収支については、3億622万円で収支同額としております。

予算の概要については、企画課長、病院事務長及び上下水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から令和2年度当初予算の概要について説明を申し上げます。

国の令和2年度の地方財政対策の概要では、一般財源総額について前年度を上回る額を確保するとし、地方交付税の交付水準については令和元年度に対し、2.5%の増額となっております。

今後の町の財政見通しであります。歳入面では人口減少による町税の減収が予想され、地方交付税についても合併算定替えの終了に伴い、決算ベースでは減少することが見込まれております。

その一方で、歳出面では老朽化した社会基盤の維持補修費や人口減少対策に伴う行政需要の増加に加え、大規模建設事業に伴って発行した公債費の増加が見込まれるなど、今後さらに厳しい財政運営が予想されるところであります。

令和2年度当初予算の編成に当たっては、歳出全体の抑制を図り、限られた財源、資源、マ

ンパワーの中で、西和賀町総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、事業の必要性、効果性、効率性を考慮するとともに、人口減少と定住対策の西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組むための予算編成を行ったところであります。

それでは、議案書に基づいて説明を申し上げます。

議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算についてです。予算書の1ページを御覧ください。第1条には、歳入歳出予算総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出67億2,200万円とし、前年度比では強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業4億7,022万2,000円、畜産競争力強化整備事業2,428万6,000円、西和賀消防署整備に係る北上地区消防組合分賦金2億5,887万9,000円、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の増により、前年度比2億700万円、3.2%増となっております。款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページから8ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条には、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には9ページから10ページの第2表、地方債のとおりで、発行額を6億1,700万円とし、前年度比2億3,850万円、27.9%の減とするものであります。

第3条には、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものであります。

第4条には、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第1号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をするものであります。

予算書11ページをお開きください。この項目以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算項目別明細書の総括表であります。歳入歳出それぞれ科目別に前年度予算の対比で見ることができます。前年度対比で増額となった主な歳入科目は、地方譲与税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、県支出金となり、減額となった主な科目は、自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債であります。

一方、歳出で増額になった科目は、議会費、民生費、労働費、農林水産業費、土木費、教育費、災害復旧費であり、ほかの科目は減額となっております。

14ページからは、款、項、目、節、細節の説明となっておりますが、別冊の予算説明資料と併せて後ほど御覧いただきたいと思っております。

170ページからは給与費明細書、176ページからは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、178ページは地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。当該年度末現在高の見込みにつきましては、74億5,036万5,000円とするものであります。

179ページには性質別予算の状況を、180ページには歳出予算について款ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてです。1ページをお開き願います。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算額を歳入歳出4億9,166万3,000円とし、前年度比は7,021万2,000円、12.5%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条については、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものであります。

予算書5ページ以降は、一般会計と同様に予算に関する説明資料を掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計及び水道事業会計を除く特別会計についても同様であります。

次に、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。1ページを御覧願います。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出9,100万9,000円とし、前年度比では476万2,000円、5.5%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

次に、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。1ページをお開き願います。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。本年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出13億7,543万9,000円とし、前年度比は5,800万円、4.4%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出1,213万3,000円とし、前年度比では介護予防支援事業の増などにより65万5,000円、5.7%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、27ページから28ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

ページを戻っていただいて、1ページになり

ます。第2条には、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と、それから保険給付費に係る流用に関して定めるものであります。

次に、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出4億322万6,000円とし、前年度比では施設管理費等の減により526万1,000円、1.3%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には4ページの第2表、地方債のとおりで、発行額を9,140万円とし、前年度比250万円、2.7%減とするものであります。

第3条では、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第4条では、歳出予算の流用について、一般会計同様、人件費の流用に関して定めるものであります。

19ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを29億1,497万1,000円とするものであります。

次に、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、本年度の予算総額を歳入歳出5,271万1,000円とし、前年度比では施設管理費等の減により47万2,000円、0.9%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの

金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものであります。

9ページ、地方債の当該年度末現在高の見込額ですが、これを4億1,305万8,000円とするものであります。

次に、議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出7,886万8,000円とし、前年度比では温泉施設管理費等の減により1,401万8,000円、15.1%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、別冊の予算説明書についての説明を申し上げます。2ページから8ページまでは歳入歳出予算の状況、それから地方交付税、地方債の残高等の推移をグラフ表示した資料でございます。9ページから10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の使途に関する資料でございます。11ページから12ページは町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとの事業費と主要事業を区分したものでございます。

以降、13ページからは主要事業の概要説明であります。目次にもありますとおり担当課ごとの編集としております。

以上、大要説明につきましては予算書及び予算説明の見方を中心とした説明になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 引き続き私から、ただいま上程されました議案第32号 令和2年度町立西和賀さ

うち病院事業会計予算の大要について申し上げます。

令和2年度は、新病院になって実質6年目に当たります。この間の運営姿勢や様々な取組が地域住民や関係各所に浸透しつつあり、町立病院としての立ち位置、役割というものが広く地域住民に認知されてきていると感じております。

こうした一方で、患者数は頭打ちから緩やかな減少傾向に転じ、一般会計からの繰入れも合併の優遇措置の終了などにより、これまでの水準を維持することは困難であり、病院運営の基盤である財政状況は年々厳しさを増してきているところでございます。

こうした中、令和2年度の予算編成に当たっては、病床機能の明確化と収益向上を図るため、病院改革プランに基づき、地域包括ケア病床の導入による入院収益を見込んだ予算としているものでございます。

それでは、予算書に基づきましてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、医療法上で言う一般病床40床で変わりありませんが、このうち26床を先ほどの地域包括ケア病床に転換するものであります。年間患者数は、入院が前年度より365人少ない1万220人、外来は医科と歯科合わせて前年度より1,898人少ない2万9,322人とし、年間見込み患者数を3万9,542人としております。成人病検診、人間ドックは、前年度より10人多い320人を予定しております。主な建設改良事業は、医療機器等整備に1,628万円を予定しております。

第3条では、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益9億1,907万7,000円に対し、病院事業費用は9億9,947万7,000円を見込み、収支差引きでは8,040万円の欠損金が生じる見込みであり、当年度もいわゆる赤字予算となっております。

2ページを御覧ください。第4条では、資本の整備に当たる資本的収入及び支出の予定額を

定めております。資本的収入支出の総額をそれぞれ6,332万9,000円としております。

第5条は、企業債につきまして、医療機器等整備事業に1,350万円を限度額として定め、起債の方法については証書借入とし、利率を5%以内と予定するものであります。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めておくものでございます。

第8条は、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております。

第9条には、他会計からの不採算地区病院の運営に要する経費等として、繰り出し基準による病院事業会計への補助を受ける金額を2億1,520万円とするものであります。

第10条には、診療材料、薬品等の棚卸資産の購入限度額を定めております。

3ページ、第11条は、重要な資産の取得として生化学自動分析装置一式を規定するものでございます。

収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上で提案理由の概要の説明を終わらせていただきますが、ご審議の上は原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 続けて、先ほど上程になりました議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の概要についてご説明します。

水道事業の使命は、言うまでもなく水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること

を目的とするものであります。しかしながら、人口減少により料金収入の減少や老朽化していく設備の更新などへの大規模投資への時期が到来し、水道事業の運営は全国的に見ても非常に厳しい時期を迎えているのは周知のところですが。一部報道では、水道クライシスとやゆされるように、老朽管からの漏水により道路の陥没の発生や住宅街まで浸水する被害が全国的にも多発し、問題が顕在化しています。

本町の水道事業においても、同様の状況にあることは否めませんが、平成30年度に地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業会計へと移行するという大きな節目がありました。このことは、すなわち経営状況の見える化をより推進していくことであり、そのための総合的な取組が必要となるところです。

本町の水道事業は、設備的にも財政的にも脆弱であります。今後の経営基盤を強化していくためには、企業職員として自覚をより一層持ち、事務改善を行いながら収支の改善に取り組む必要があると日々感じているところです。

それでは、予算書に基づきご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。第1条が総則で、令和2年度西和賀町水道事業会計の予算は、次に定めるところによらし、以下第9条までを定めるものです。

第2条では、業務の予定量を定めており、給水戸数2,258戸、年間総配水量65万6,332立方メートル、1日平均配水量1,790立方メートル、主要な建設改良事業として配水管布設替事業外7,684万6,000円を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる水道事業収益は1億9,878万8,000円、支出となる水道事業費用は4億1,304万9,000円を予定しており、差額の2億1,426万1,000円の費用超過の予算となっております。

2ページをお開きください。第4条では、資

本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入及び支出ともに同額の3億622万円を予定しております。

第5条は、企業債について定めており、配水管布設替事業に充てるため限度額を4,960万円とし、証書借入の方法にて行い、利率は年5%以内と予定するものです。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

3ページを御覧ください。第7条は、水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

第9条は、企業債支払い利息等の費用に充てるため、一般会計から補助を受ける額を1,503万7,000円と定めるものです。

第10条は、水道メーター、応急用備蓄資材等の棚卸資産の購入限度額を万3,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際に改めてご説明したいと思います。

以上で水道事業会計予算における大要についての説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで1時まで休憩します。

午後 零時08分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第7、予算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。議案第25号から議案第33号までの令和2年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたい

と思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第33号までの令和2年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ついで、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選で行いたいと思っておりますので、皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選によって行いたいとする旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立しております。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定しました。

ついで、どなたを指名推選されるのかご発言を願います。

高橋到君。

5番 委員長には早川久衛君、副委員長には北村嗣雄君を推薦したいと思いますので、皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より、委員長には早川久衛君、副委員長には北村嗣雄君の推薦がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、委員長には早川久衛君、副委員長には北村嗣雄君が選任されました。

ここで、委員長及び副委員長の挨拶を求めます。

早川久衛君、北村嗣雄君。

9番(委員長) ただいま令和2年度予算審査特別委員会の委員長に選任されました早川久衛でございます。令和2年度予算審査の委員長という重責を担うことになり、責任の重さを痛感しております。

昨年町長から庁舎、温泉施設、老人医療費に対する今後の方針が出され、令和2年度予算に反映されております。今後の住民生活、住民福祉に大きな影響を与えることでもありますので、慎重に審査をしていただかなければならないものと考えております。

予算審査特別委員会は、12日から18日までの審査となっておりますが、限られた時間での審査となりますので、委員会がスムーズに運営されるよう望むものであります。議員の皆さんは、配付されている予算書や説明書など事前に目を通して、あらかじめ質問事項の確認をお願いしたいと思っております。

また、町当局におかれましては、説明に必要なと思われる資料等をしっかり準備の上、出席をお願いしたいと、こう思っております。

議員各位と町当局のご協力をよろしくお願いをし、委員長としての就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

2番(副委員長) ただいま副委員長を預かりました北村嗣雄です。令和2年度の予算は、今後住民の生活に直接作用する、それから福祉をいかに決する重要な予算審議であります。委員長を補佐し、適切な予算審議が運営されることに努めます。よろしくお願いいたします。

議長 委員長と副委員長は自席にお戻りください。

続いて、日程第8、議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

2ページ、新旧対照表を御覧ください。第2条第2項の印鑑登録資格者のうち、印鑑登録を受けることができない者として規定している「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものです。

3ページを御覧ください。第13条第1項の印鑑登録の職権抹消の事由として規定している「後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改めるものです。また、改正に合わせて文言の整理も行っております。

12月定例会において、成年被後見人に関連する関係条例の一部改正条例を提案したところでありますが、本条例は国からの通知が遅くなったことと、窓口業務として運用上の整理に時間を要したことから、県内の多くの市町村同様今議会での提案とさせていただきます。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和元年12月議会においてご決定いただきました西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.05か月分引き上げるものです。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職を整理しようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の詳細について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところでございます。今回一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、下回っているということで、令和元年12月

議会においてご決定いただきましたように、勤勉手当を0.05月分引き上げるということにさせていただいたわけですが、町長、副町長、教育長にあつては、勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の勤勉手当支給割合引上げ相当分を期末手当で調整するための改正を行おうとするものです。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である100分の130を100分の155に読み換えて規定しているものを100分の157.5とするものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第3条第3項第2号及び同項第3号の規定をより厳格化したことに伴い、特別職の職を整理しようとするものです。第1条中、行政区長を削り、別表第1に規定している公民館長、交通指導員、行政区長、保健委員、町立西和賀さわうち病院に勤務する看護師を削り、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、鳥獣被害対策実施隊、産業医、学校医、学校歯科医を加え、上記以外の特別職の職員を上記以外の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する者の職に限定するものです。施行日は、令和2年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今回の条例改正で公民館長あるいは交通指導員あるいは行政区長、保健委員の方々を条例から削るということですが、削られた公民館長あるいは交通指導員、行政区長、保健委員の報酬等については、規則あるいはほかの条例で規定されるものか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 行政区長、公民館長、保健委員、交通指導員等にこれまで報酬で支払っていた部分の内容をどのように規定するかというご質問に対して、お答えいたします。

これについては、それぞれ要綱において規定するということになります。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今要綱というお話があったのですが、何の要綱になるのか詳しくお聞きしたいと思いますし、今までと同じ給与、旅費、費用弁償になるのかどうか、そして仕事内容に変化はあるのかどうか。今まで特別職ということだったと思いますけれども、それから外れるということの意味合い、今までとの違いはどのようなことになるのかお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

初めに、職務の内容については、これまでと変更はございません。あと、これまで報酬として支払っていた支給額については、額についてはこれも変更がなく、謝金として支給することになります。

あと、身分についてですけれども、これについてはこれまで地方公務員の非常勤の特別職という身分でありましたが、今後は公務員に対して私人という形での立場となります。

あと、謝金等の支払いの額については、区長さんであれば区長謝金支給要綱、仮称ですけれども、そういう形の支給に関する要綱を定めたいというふうに考えております。

あと、違いがあるかどうかという部分ですけれども、これについては地方公務員法の適用がなくなるということと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。今の答弁でよかったですか。

高橋和子君。

4番 地方公務員ではないということで、私人

となるということなのですが、それは対住民として役割を果たすときに、これまでとどういう違いがあるのか、私人というのはいまいちはつきり理解できないので、その辺も併せてお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 今回の改正については、地方公務員法の改正に伴って、特別職についてより厳格化、明確化されたということがまず背景にあります。これまで基にしておりました地方公務員法第3条第3項第3号に規定される特別職の職が明確化されたということで、先ほどお話ししました区長はじめその方々が規定に該当しなくなるということで、特別職に該当しないということになりました。

私人という言葉については、公務員等に対して私人という言葉を使わせていただきましたので、個人に委嘱するというふうな形になると考えております。

業務内容等についてはこれまでと変わりなく、個人に対してその職を委嘱するという形で行いますので、住民に対する、例えば行政区長さんと対住民という形の関係については、これまでと変わらないものと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 そうすると、住民対区長さんたちは今までどおりでいいのですが、何で国はそういう整理の仕方をしてきたのかなという気がするのです。

だけれども、地方自治というのは、各自治体が決めたいように決めていいわけですから、そっくり国が言うとおりの条例で決めなくても本当はいいのです。だけれども、それを国の言うように踏襲して条例化したので、ややこしいと思いますが、役割的には住民対、そして役場との関係では、今までと変わりなく仕事をやってもらうし、私人とはいっても全く私人というより、やはり一定の行政から委嘱を受けた私人、行政

の命令ではないけれども、役割を受けた、そういう公的な役割を持つわけです。だから、そういったのを分かりやすく、役場としては要綱をつくるなら、そこをつくる時に分かりやすく、町としてこうなのだということをやって要綱をつくってほしいなと思いますが、どうでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いということで、特別職が厳格化されて、今回このような形で町も法改正に準じて改正を行ったところであります。

あと、職の整理の関係ですけれども、行政区長さんにおいては、西和賀町行政区設置規則の中に区長さんの規定がありますし、職務等も入っております。そういう形で、それぞれ行政区長さん、公民館長さん、保健委員、交通指導員ともそういうふうな業務内容等を規定している規則等がありますので、それに基づいて業務をお願いするというふうな形になります。

議長 柿澤繁俊君。

11番 さっき仮称というふうに聞こえたのですが、きちんとしたものをつくってから給料を支払うものではないですか。仮称という意味はどういうことですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

先ほど言いました支給に関する要綱に関しては、今整理中でありますので、それで仮称という言葉を使わせていただきました。4月1日から施行になりますので、それまでの早い段階で決定するつもりで事務を進めております。

議長 柿澤繁俊君。

11番 その前のものは、きちんとしたものはあるの。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

これまでの報酬の金額等については、ただいま上程されております西和賀町特別職の職員

給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の別表の中にそれぞれ額が規定されております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第2号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第3号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

医療従事者養成修学資金の貸付対象者に臨床工学技士を加えるため、所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表を御覧ください。第1条の貸付対象者の医療従事者に臨床工学技士を加え、第2条の修学資金の種類及び貸付金額に臨床工学技士修学資金10万円を加え、第3条に臨床工学技士修学資金の規定を加えるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わり

ますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1 番 今回の臨床工学技士、どういう技士なのか。臨床検査技士ということもありますけれども、その辺の違いと、今回ここをどうすることで種目を加えるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

臨床工学技士といいますのは、病院の中には医師や看護師のほかに診療放射線技師とか臨床検査技師、理学療法士、作業療法士などが働いております。臨床工学技士も病院で働く医療技術者です。医師以外の診療補助に従事する看護師や各種の医療技術者のことをメディカルスタッフと呼んでいますけれども、臨床工学技士はメディカルスタッフの一職種であるということです。

そして、臨床工学技士は現在の医療の不可欠な医療機器のスペシャリストです。今後ますます増大する医療機器の安全確保と有効性維持の担い手としてチーム医療に貢献していただく、そういう職種です。

なぜ貸付対象者に加えたかということですが、さわうち病院ではこれまで様々な医療機器を整備してきました。人工透析医療を行っているさわうち病院において、人工透析装置の維持管理は大変重要な業務です。西和賀町は、周辺自治体に比べ人工透析患者が多い町です。人工透析治療には大変負担がかかることから、できるだけ地元の医療機関で治療ができるようにしたいと考えております。今使用している人工透析装置を有効に活用するためにも、医療機器を維持管理する臨床工学技士を安定的に確保することが求められています。

以上のことから、町の医療従事者養成修学資

金貸与条例の貸付対象者に臨床工学技士を加え、その養成を目指そうとするものです。

議長 刈田敏君。

1 番 今回の西和賀さわうち病院で必要なところだということですが、可能性はちょっと分からないと思うのですが、あるのかなのか、その辺やっぱり率先して人選をいろいろ探し当てていかなければならないこともあると思いますけれども、可能性としてここに載せたからということで、このままではちょっとあれだと思いますので、これからの対策ということと、それから現状、今修学資金を借りている方が何名ぐらいいるのか、その辺も加えてお願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 この条例を決定いただいて、令和2年度に募集をかけるということですので、様々な考えられる手を打って募集していただくようないろいろな対策を講じていきたいということですし、今の医療従事者の貸付けの状況ですが、看護師2名に貸付けを行っております。現状はそういう状況です。

議長 高橋和子君。

4 番 最後のところに説明文がありますが、学校とか養成所みたいなもの、大学ですか、どこにあるのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 岩手県内にはありませんで、近くでは仙台というふうに捉えておりますし、あと関東方面とかいろいろあると思います。あとは、4年制の大学ですとか専門学校ということもありますので、そこは様々な学校の種類があると思います。

議長 高橋宏君。

8 番 確認の意味もあってですが、理学療法士、作業療法士はこれに入っていないのかということと、あとそのほかに病院に勤務する従事者、例えば社会福祉士など考えられるのですけれども、拡充していくような予定というのか、

人員は足りているのかということについてお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回臨床工学技士が追加になりますので、その前まではこれを含めない薬剤師と看護師ということであります。今回これで3つ目ということになります。

今足りているかというふうなことですけれども、まず今回は臨床工学技士をお願いするということで、これも町の従事者養成を募集する際に検討会議といいますか、関係課と会議を開いて、どういう職種の人を募集するかという会議を開きますけれども、そういう中で臨床工学技士が出てきたということで、今回これをお願いするというごさいます。

議長 病院事務長。

病院事務長 病院の職種に関わることをごさいますので、私からも答弁させていただきたいと思ひます。

今回どうして臨床工学技士をあえて、ほかにいろいろ職種がある中で入れたかというところをご質問の趣旨かと思ひますけれども、臨床工学技士は皆さんも今、もしかすれば今日初めて職種の名前を聞いた方もいらっしゃるかと思ひます。それほどまだ一般的ではない医療職でございまして、今回こうして町の条例に職種を追加して、この議会、今日学校休みでしょうから、子供たちも多分聞いているかと思ひます。一人でも多くの子供たちが医療に関心を持って、なおかつこういう職種があるのだということをもくの人たちに知っていただいて、その中から誰か一人でも修学資金を借りて、その道に進んでもらうような子供たちがいてほしいなという願ひも込めて、そういった周知の意味も含めて今回こうやって追加をお願いしているものであります。

そのほかの職種につきましては、一般的な職種でございまして、あえてこういう修学資金まで準備しなくても、それなりに養成が可能か

なというところで、今現在それほど逼迫しているという現状ではございませぬので、今回は将来的な、先ほど健康福祉課長が申し上げたような現状もございまして、この職種を入れさせていただいたということをごさいます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第3号 西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第4号 西和賀町医療従事者養成対策基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町医療従事者養成対策基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案第3号でご決定いただきました西和賀町医療従事者養成修学資金貸与条例に貸付対象者として新たに臨床工学技士を加えたことに伴い、西和賀町医療従事者養成対策基金条例の規定に臨床工学技士を加えるため、所要の改正をしようとするものです。

新旧対照表を御覧ください。第1条、設置目

的の医療従事者に臨床工学技士を加えるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町医療従事者養成対策基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第5号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号

西和賀町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳法に基づき規定している関係条例を改正しようとするものです。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。住民基本台帳法の改正により、これまで戸籍の附票及び住民票の写しの一部として証明していた戸

籍の附票の除票及び住民票の除票が新たに戸籍の附票の除票の写しの交付及び住民票の除票の写しまたは除票記載事項証明書の交付として細分化し、整理されたことに伴い、別表第1の手数料を徴収する事務の9の項に戸籍の附票の除票の写しの交付を、10の項に住民票の除票の写しまたは除票記載事項証明書の交付をそれぞれ明記するものです。また、11の項は文言の整理となります。

手数料の金額の改正はありません。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第6号 西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号

西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

老人医療費の受給者の対象年齢及び給付方式

の基準を統一させるため所要の改正をするほか、福祉医療資金の貸付対象に当該給付事業を追加しようとするものです。

2 ページ、新旧対照表を御覧ください。第3条中の受給者の対象年齢を「満65歳以上」を「満70歳以上」に改め、第5条第4項を削り、歯科診療に係る給付を受けられる年齢を「満75歳以上」を「満70歳以上」に改めるものです。第10条の給付の申請方法についてただし書を削り、町立西和賀さわうち病院も償還払い方法とし、町内医療機関の給付の申請方法を統一するものです。

1 ページ、改め文を御覧ください。附則第1項の施行期日は、令和3年4月1日です。

附則第2項の医科診療に係る受給者の特例として、対象年齢を1歳ずつ引き上げ、令和7年度に満70歳以上とするものです。

附則第3項の西和賀町福祉医療資金貸付基金条例の一部改正については、3 ページ、新旧対照表を御覧ください。第5条第5号として、医療費給付事業の受給者等に対して貸与する対象に西和賀町老人医療費給付条例による医療費給付事業を加えるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 今回の改正しようとする条例を見ますと、医科についてということでありますか。歯科のほうは入っていないような文章になっている気がするのですが、確認したいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほど町長が申し上げましたとおり歯科は70歳以上になりますけれども、新旧対照表の第3条で満70歳以上ということで、ここで該当になるということになります。

それで、第5条の第4項、ここで後期高齢の

関係の75以上というようなところをうたっていた関係で歯科が75歳以上だったのですけれども、ここを削除することで、第3条で70以上ということで、歯科も70以上になるということです。

議長 高橋輝彦君。

6番 では、まず改正条例で歯科のほうも70歳以上は無料となるということによろしいのですね。

(はいの声)

議長 高橋和子君。

4番 この件に関して、私、一般質問でもいろいろ質疑させていただいたのですが、なかなか腑に落ちない部分がいろいろありまして、あまりあり過ぎてちょっとあれなのですが、一般質問ではないのであれなのですが、今ご説明あった施行日が令和3年4月1日ということで、以前伺ったときは条例をつくって、その間に周知徹底をしていくというお話であったように思うのですが、もしそうであれば、私は逆ではないかなと思うのです。というのは、前にも申し上げたように、十分住民が理解しているとは到底思えない状況であると私は思っているわけなのです。そんなに急いで今条例をつくって、1年間周知期間にするという、その意味合いというのは、決めてしまって、決めたからこうやってくださいということであれば、ちょっと住民に対しては押しつけになるのではないかなというふうな感じがしますが、そういったところの議論は今まではなかったのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 議論といいますか、健康づくり推進協議会の中で、高齢者医療の在り方については昨年の3月に協議いただくということをお願いしました。

それで、健康づくり協議会でも専門部会を立ち上げて3回ほど会議を開きまして、先ほど提案理由で申し上げましたとおり医科を1年ずつ上げて70歳、歯科を一気に下げて70歳、その年齢を統一するという、そして給付方式につ

いては償還方式、さらにそのほかにも自己負担について引き上げてもいいのではないかというふうな、そういうような議論もありましたけれども、そうするとさらにまた負担が大きくなるということで、まず今回といいますか、専門部会の中ではそういうふうな話になりまして、それが専門部会から健康づくり推進協議会に報告がありまして、健康づくり推進協議会として今のような提案がありまして、町としても70歳で統一すると、医科を5年かけて上げる。償還方式で統一することでいきたいということで、町としての考え方を定めたところでありまして、町が一方向的に決めたということではなくて、健康づくり推進協議会等を通じまして、健康づくり推進協議会のメンバーも医師ですとか企業の方とか町民の方、いろんな方が委員となっております、その中でご審議いただきましたので、幅広い方々、そしていろんな角度から検討していただいた結果というふうには受け止めております。

それで、1年間延ばした理由ですけれども、今の議会で決定いただきまして、すぐ4月から施行となりますと混乱を来すということでありまして、周知期間が一定期間欲しいということで、半年というような考え方もありますけれども、年度途中での改正になりますと同級生の中でも対象になる人とならない人が出てくるというようなことで、その切替えとすれば、やっぱり4月の年度初めの切替えが適当であるといった判断から、来年の4月1日の施行というふうにさせていただいたところでありまして。

議長 高橋和子君。

4番 今いみじくも課長がおっしゃったように、今すぐ始めたら混乱を来す。混乱を来すということは、住民が分かっていないということなのです。ですから、条例を決めるよりも先に十分周知徹底するというところで、また健康づくり推進協議会の専門部会というようなことで意見を聞いたということですが、一般質問のときも申

し上げたように、各団体から代表で出ておられる方々が構成団体の総意が反映されたものであれば、私はかなりいいだろうと思うのです。でも、現実にはどういう委員会を見ても、委員会に集まってきて審議される各団体の構成メンバーのリーダーの人たちは、構成メンバーの人たちから十分意見を聞いてきて意見をおっしゃっているというふうには受け止められないのです。そうしますと、どうしても狭い範囲の判断になるというふうなことで、私は住民サイドから出た制度の改正ならいいのですが、そうではなくて予算が大変だということで行政主導の形になるので、本当に丁寧に、そこら辺は住民にとっては負担や、また現物給付もなくなるというふうなことでするので、現金を準備しないと病院にも行けないというふうなことにもなるし、そうすると苦しい人から先に病院から足が遠のくという。

ここに貸付制度をつくったからいいだろうということですが、それはやっぱり一般住民にしてみれば、病院に行くのにいちいち貸付けを借りて行くかというふうなこともあると思うのです。いよいよ大変なときは役には立つとは思いますが、住民の感情からしてどうなのかというのをもっと丁寧に聞いてやってほしいと思うのです。というのも、私は長い間沢内の役場で保健婦として働いてきたので、この制度が出てきた根本的な考え方とか、そういったものは何も金があるから始めたということではないわけですから、本当に理念に基づいてやってきた、いろいろ駄目になる、柱という制度がもたないからというようなこともあったりしたのですが、取り組んでみんなで頑張ってきた、そういう背景もありますので、その辺をもうちょっと丁寧にやってほしかったなと思います。町長、どういうお考えでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ご意見ありがとうございます。いろいろ物事の決定には、様々なやり方があると思

ます。今お話のように組織の代表者が代表して協議会に集まって議論する、これも立派な意思決定の方法の一つだというふうに思います。それを重ねてきて、議論を集約して決めていった物ですので、私は決して粗末に扱ったということではなくて、丁寧にやってきたということで認識しております。

それと、制度ですから決めて、十分な時間を設けて周知していくということで心がけていきたいと思っております。

議長 この場は意見を申し述べる場ではないので、思いは伝わりますけれども、そういう形でお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第6号 西和賀町老人医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から改正内容についてご説明申し上げます。

家庭的保育事業とは、自宅などで満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うことで、現在西和賀町では該当する事業者ありませんが、今回国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、4ページの新旧対照表を御覧ください。まず、保育所等の連携、第6条関係からご説明させていただきます。第6条第2項ですが、この小規模保育を実施する事業者が複数あった場合、お互いが病気などで運営できない場合の代替保育の提供について、連携協力ができることを盛り込むものです。現在西和賀町では、該当する事業者はなく、また複数あるわけではありませんので、実際は連携部分の適用はありません。国では、このような小規模保育を行う方への病気等で運営できない場合の連携体制の確保を講じようとするものです。

次に、5ページをお開きください。第16条、食事の提供の特例ですが、家庭的保育事業者が提供する給食については、保育所等で調理業務を受託している実績や衛生面、栄養面等適切に遂行でき、また年齢、発達段階などに応じた食事の提供ができるなど、町長が認める事業者から外部搬入を可能としているものです。

また、第16条に関連しますが、7ページをお開きください。附則の食事の提供の経過措置第2条第2項では、施行日後に家庭的保育事業者

の許可を得た施設等については、外部搬入を認めることを経過措置で10年とする内容を盛り込むものです。基本は、家庭的保育事業者が施設内で調理することを求めています、全国的に現状として実施している施設では、施設内での調理設備等の整備が進んでいないことから、外部搬入を可能とした経過措置を10年とするものです。

そのほか、条文の整理等を行ったものについては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 今該当年齢3歳未満とご説明いただいたのですが、その下のほうは制限がないのでしょうか。

それともう一つは、もし町でこれをやりたいという方がいたら、どんなふうな手続や申請やらが必要なのかお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 対象となるのは、ゼロ歳児から3歳未満の子供ということになります。

この事業をやりたいといった場合ですけれども、町のほうに申請を出していただいて、そしてこちらのほうで審査をして許可を出すということですが、いろいろ要件はありまして、子育ての実績がある方、あと保育士の資格がある方、そういった部分の審査要綱の基準等の項目はありますので、それに沿った形で審査をして許可を出すということになります。

議長 高橋和子君。

4番 それで、許可されたら保健所とか、そっちらのほうは大丈夫なのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 食事の部分、先ほども説明しましたけれども、食事の提供の部分になれば保健所等の

申請というか、そういった部分、関係許可を取ることになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

日程第15、議案第16号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、終了見込みに伴う額の調整、国の補正予算に伴う事業の追加、普通地方交付税の確定額など、最終決算に向けて調整を必要とするものについて、所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,407万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71億2,560万円とし、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費は8事業で3億674万5,000円、債務負担行為は2事業で限度額142万7,000円を追加するものであります。

また、地方債の補正は5事業、3,500万円を追加するほか、17事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正予算の内容は、がんばる西和賀応援基金積立金3,165万7,000円、減債基金積立金1億円、福祉対策基金積立金5,002万6,000円、医療従事者養成対策基金積立金1,200万円、教育施設整備基金積立金5,002万3,000円、小学校校内通信ネットワーク整備事業1,253万1,000円、中学校校内通信ネットワーク整備事業1,495万8,000円を増額し、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業で1,140万3,000円、多面的機能支払事業で1,617万6,000円をそれぞれ減額したほか、各種事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では固定資産税2,080万円、普通交付税6億6,827万6,000円、県補助金、小学校校内通信ネットワーク整備事業費568万4,000円、中学校校内通信ネットワーク整備事業費689万2,000円、一般寄附金3,540万円、教育債1,240万円を増額し、基金繰入れでは普通交付税の確定に伴い、財政調整基金から繰入額を4億1,769万8,000円減額し、調整しております。このほか、各種事業の完了見込みによる調整を行ったものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。21ページ

からになります。まず、歳出全般にわたる人件費ですが、年度末までの給与、共済費の見込額を精査し、予算の調整を行ったものでございます。また、各事業における減額は、事業費や負担金等の確定により減額調整したものでございます。

それでは、主な補正について説明いたします。2款1項1目一般管理費、3節職員手当等、退職手当組合特別負担金1,067万1,000円の増額は、本年度退職する職員の退職手当に係る特別負担金を計上しようとするものです。

22ページをお開きください。5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、修繕料137万円の増額は、湯田庁舎の地下油タンク通気管の修繕を行おうとするものです。

基金造成事業については、がんばる西和賀応援基金積立金3,165万7,000円、減債基金積立金1億円、福祉対策基金積立金5,002万6,000円、医療従事者養成対策基金積立金1,200万円、町有林造成基金積立金548万1,000円、森林整備促進基金積立金245万8,000円、教育施設整備基金積立金5,002万3,000円で、普通交付税の確定、あるいは各事務事業等の事業費が確定したことから基金へ積立てしようとするものです。

24ページをお開きください。第三セクター経営改善事業2,000万円の増額は、株式会社エステックに対し経営改善資金として、貸付けをしようとするものです。

ふるさと納税推奨事業1,256万6,000円の増額は、寄附金の増額見込みに伴って返礼品費用及び関係経費を補正しようとするものです。

告知放送設備更新事業303万3,000円の減額は、IP告知放送システム機器賃借料の確定に伴うものです。

27ページをお開きください。下段になります。3款1項1目社会福祉総務費、28ページを御覧いただきたいと思っております。プレミアム付商品券事業569万1,000円の減額は、事業費確定に伴い減額しようとするものです。

29ページになります。3目障害者福祉費、20節扶助費、重度心身障害者医療費給付費268万7,000円の増額は、給付費に不足が見込まれることから補正しようとするものです。

32ページをお開きください。4款1項2目予防費、予防接種事業170万円の減額は、個別予防接種業務委託料、風疹抗体検査業務委託料及び風疹予防接種業務委託料について、実績に合わせて調整しようとするものです。

33ページになります。2項2目ごみ処理費、ごみ処理総務費244万9,000円の減額は、岩手中部広域行政組合負担金の確定によるものです。

6款1項3目農業振興費、農業次世代人材投資事業150万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業1,140万3,000円の減額は、それぞれ事業費の確定に伴う調整となります。

34ページをお開きください。4目畜産業費、畜産振興事業122万4,000円の減額は、自給飼料供給円滑化業務委託料の事業精査と沢内地区堆肥センター乾燥棟水道工事完了に伴うものです。

5目農地費、各県営事業については、事業費の精算予定額に合わせた増減であります。

35ページになります。多面的機能支払事業1,617万6,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

2項2目林業振興費、林業担い手育成事業200万円の減額は、事業費確定に伴う調整になります。

37ページをお開きください。7款1項1目商工総務費、商工総務事務費189万円の減額は、商工振興等の専門的知識を持った人材を確保し、事業の推進を図ろうとしましたが、人材の確保に至らなかったことから減額しようとするものです。

38ページをお開きください。観光案内板整備事業354万1,000円の減額は、貝沢地区に設置する観光案内板の事業費確定に伴う減額になります。

39ページになります。8款2項3目道路除雪

費、15節工事請負費、町道鍵沢線防雪柵設置工事125万円の減額及び18節備品購入費、除雪ドレーザ購入費896万5,000円の減額は、それぞれ事業費確定によるものです。

4目道路新設改良費、15節工事請負費、町道鍵沢線道路改良工事515万3,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

5目橋りょう費、13節委託料は、事業費確定に伴い、449万1,000円の減額を行おうとするものです。

また、15節工事請負費は、町道橋梁補修工事の事業費精査の結果、不足が見込まれることから206万2,000円を増額しようとするものです。

41ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、42ページになります。小学校校内通信ネットワーク整備事業1,253万1,000円の増額は、国の財政支援制度を活用し、学校施設の情報環境整備を行おうとするもので、来年度へ繰越事業として執行を見込むものです。

3項1目学校管理費、中学校校内通信ネットワーク整備事業1,495万8,000円も同様の事業目的であり、来年度へ繰越しを予定している事業になります。

45ページをお開きください。10款5項3目学校給食費、学校給食調理場整備事業、13節委託料161万7,000円の増額は、(仮称)総合給食センターの建設用地が隣接する消防署敷地と高低差があることから造成設計を委託しようとするもので、来年度へ繰越事業として執行を見込むものです。

次に、歳入ですが、15ページを御覧ください。1款2項固定資産税は、現年課税分で償却資産額の増により2,080万円の増額となります。

2款3項森林環境譲与税は、国からの交付額が確定したことから、661万3,000円を増額するものです。

10款1項1目地方交付税6億6,827万6,000円の増額は、普通交付税確定分を計上するものです。

17ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金のうち228万3,000円は、プレミアム付商品券事務費分、また388万円はプレミアム付商品券事業費分のそれぞれを実績に合わせ減額調整しようとするものです。

5目土木費国庫補助金856万9,000円の減額は、各事業の事業等精査による調整になります。

15款1項1目民生費県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金298万2,000円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金321万1,000円の減額になりますが、それぞれ負担額の確定に伴うものです。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち134万3,000円の増額は、重度心身障害者医療費助成の増額に伴い、県単独医療費助成の補助金を増額するものです。

18ページをお開きください。4目農林水産業費県補助金2,915万4,000円の減額は、各事業の完了等精査による調整になります。

6目教育費県補助金ですが、3節小学校費補助金568万4,000円と4節中学校費補助金689万2,000円は、小学校及び中学校の校内通信ネットワーク整備事業に係る県補助金になります。

19ページになります。16款2項1目不動産売払収入548万円は、町有林の立木売払い分を収入として見込むものです。

17款1項1目一般寄附金3,540万円の増額は、ふるさと納税などを見込むものです。

18款1項1目基金繰入金ですが、普通交付税額が確定したことに伴い、当初予定していた財政調整基金からの繰入金6億4,271万8,000円から4億1,769万8,000円を減額しようとするものです。

がんばる西和賀応援基金2,000万円の減額は、各事業の完了等精査による調整となります。

20款3項4目農林水産業費貸付金元利収入ですが、西和賀町森林組合経営改善資金貸付金の返済について、森林組合から資金不足の中、重機の増備等資本投資が必要な状況であることを

理由とした申出があり、200万円を減額しようとするものです。

20ページをお開きください。21款町債ですが、各事業の実績に合わせ調整しようとするものです。

7ページをお開きください。第2表、繰越明許費になります。翌年度への繰越事業は、8事業、3億674万5,000円になります。若者単身者用住宅建設事業、県営経営体育成基盤整備事業（湯田北部地区）は関係機関との協議に不測の日数を要し、必要な期間の確保ができないこと、岩手県特用林産施設等体制整備事業は事業主体に変更が生じ、国との協議に不測の日数を費やしたため、必要な期間の確保ができないこと、橋梁改修事業は国との調整等に不測の日数を要し、必要な期間が確保できないこと、北上地区消防組合分賦金（西和賀消防署建設分）になりますが、事業主体である北上地区消防組合に対する西和賀消防署建設に係る分賦金の額が確定したこと、小学校校内通信ネットワーク整備事業、中学校校内通信ネットワーク整備事業は国予算との関係から必要な期間が確保できないこと、学校給食調理場整備事業は調査設計等に必要な期間が確保できないことから繰り越すものです。

8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正は、2事業の追加になります。初めに、令和元年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業ですが、期間を令和元年度から令和7年度までとし、限度額を8万3,000円とするものです。

次に、令和元年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業ですが、期間を令和元年度から令和8年度までとし、限度額を134万4,000円とするものです。

9ページを御覧ください。第4表、地方債補正です。追加が3件、変更は17件です。追加については、小学校及び中学校校内通信ネットワーク整備事業として新たに学校教育施設等整備

事業債を追加し、除雪機械整備事業費として借入れを予定していた過疎対策事業債を合併特例事業債に、小型動力ポンプ付積載車購入事業費及び防火水槽整備事業費として借入れを予定していた過疎対策事業債を緊急防災・減災対策事業債にそれぞれ切り替えることに伴い追加するものであります。変更については、各事業の精査による限度額を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 2点ほどお聞きしたいと思います。

初めに、42ページの校内通信ネットワーク整備事業であります。小中でやるということですが、その詳細についてお伺いをしたいと思います。

もう一点は、24ページ、第三セクター経営改善事業ということで、株式会社エステックのほうに経営改善資金貸付け2,000万ということですが、先日全員協議会でも町長からご説明を頂きました。

まず初めに、確認であります。この2,000万については短期無利子の貸付けだということですが、先日ご説明を頂きましたが、返済日については貸し付けてから1年後ということなのか、その辺についてまずちょっと確認したいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから小学校、中学校の校内通信ネットワーク整備事業について説明をさせていただきます。

国では、これからの時代を担う人材への教育、そして一人一人に応じた個別学習等の環境を整備するために高速のネットワーク環境の整備を推進するとともに、義務教育段階においては、令和5年度までに全学年の児童生徒一人一人にタブレット端末等を活用できる環境の実現を目

指して財源措置をするということになっております。これをGIGAスクール構想と呼んでおります。

今回は、高速のネットワーク環境の整備ということで、普通教室、特別教室、体育館にインターネットや各機器の無線でつながるアクセスポイントの機器の整備を行います。そして、各普通教室ですけれども、タブレットを保管する、充電できる保管庫の整備を行うというものになります。アクセスポイントにつきましては、各校の教室の数によって違いますけれども、1校11から15か所を見込んでいます。

タブレット充電保管庫は、小学校で6、中学校では3を予定しているという状況でした。今回は、設置の工事費、そしてアクセスポイントの管理において、アクセスポイントに必要な管理ソフトの保守の補正をお願いするというようになります。

今回は、そのアクセスポイントと充電保管庫の整備ということで、国から2分の1の補助、残りについては交付税措置のある起債対応ということになります。国の補正予算対応ということであり、3月の今回の議会で予算計上し、繰越事業として令和2年度実施を予定しているということになります。

この後ですけれども、来年度以降になりますが、時期ですけれども、時期は検討中でありまして、タブレットの購入の予算をお願いすることになるかと思っております。今のスケジュール的な部分もありますが、財政側と協議の上、この後ですけれども、議会に予算計上をお願いするという流れになっておりました。

以上で説明を終わります。

議長 細井町長。

町長 第三セクターへの貸付金について答弁申し上げます。

経営改善貸付金といたしまして、金額2,000万円、短期1年、無利子としております。

議長 淀川豊君。

10番 短期貸付けということで、エステックのほうですけれども、これは1年の短期の貸付けで、一括返済ということだというふうに認識をしましたが、行政のほうで西和賀町第三セクター経営健全化方針ということで、昨年の平成31年の3月31日作成日で、これは担当課、企画課がつくったものであります。この経営健全化方針の中で、この方針というのは相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクターの抜本的な改革を含む経営健全化のための方針を定めるものだということで作成をされたものであります。

その中で、株式会社エステックが三セクということで計画をされておりますが、3番目の経営状態あるいは財政的なリスクの現状及びこれまでの町の関与という中で、特にも経営状態あるいは財政リスク等も懸念をされるというような中で書かれておりますが、町の関与として、町は出資と取締役選出で関与するほか、周辺施設の管理委託などで関わるが、損失補填的な財政支援は行わない方針としているということで、その方針をつくられております。

全員協議会でも1年間の当面の運転資金だということでご説明を頂きましたが、今回の貸付けは損失補填的な財政支援に当たらないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 第三セクター、エステックについては、これまで創業以来単独の自力でもって経営されてきました。この間、何とかよかったとき、それから厳しかったときを繰り返しながら現在に至ってきております。

しかし、この前経営内容の分析報告があったように、ここ5年ほど連続して赤字が続いているということによって、こういう状況であれば金融機関からは普通その融資を受けられない状況であるというような説明を受けた中で、緊急の今後の会社の方針を決めなければいけないというふうな状況にあることはご案内のとおりだ

というふうに思います。

これに対して、町といたしましても、立ち上げ以来、町の方針を持ってその事業を担っていただいていたわけで、これまで自立的にやっていただいたのですけれども、ここは後はない状況の中で、町としてもどう判断していくかということが求められている緊急事態だというふうに思っております。

したがって、これまでは補填等は行わないで、自立的に経営会議の責任でもって経営していただいたのですけれども、ここ数年の決算状況を見て、最終というふうに言えるかどうか分かりませんが、最後の可能性に着手しなければいけない、そういうところを金融機関のこれまでは支援を頂いて経営会議で乗り切ってきたわけですが、それだけでは不足というような判断の下に、町としての判断をしていくために、ここ1年以内で判断していくために、その間の経営資金が必要というふうに判断して、これをお願いしようとしているものであります。

議長 淀川豊君。

10番 回数制限もあるかというふうに思いますが、今私が経営健全化方針の中で損失補填的な財政支援を行わない方針としているということについてはどうかということをお聞きをしたのですが、その点については方針を変えたということなのか、自分たちでつくった方針を無視するということなのか、その辺についてはお答えを頂けなかったというふうに思います。

私も行政が例えばほっとゆだ、あるいは沢内バーデンについてはこれまでどおりというか、行政で継続していくということには一定の理解もしていますし、かなり経営的に苦しいエステックを簡単にやめたほうがいいというようなことを言うつもりはないということで質問していることはちょっと分かっていたのですが、2,000万の1年間の経営改善を専門家に頼んで、検討する期間の1年間の猶予の分

の運転資金を貸し付けるのだということだというふうに思いますが、それにしてもこの1年間をどうやって、エステックが経営をしていくかというような、立派な計画ではなくても、やはり経営主体として意気込みを感じるような、そういう計画がやはりなければ、なかなか貸したくても、幾ら緊急といえども町民の理解は得られないのではないかなというふうに思っております。

我々も説明責任がありますから、心情的には何とか貸付けをしながら経営改善して復活をしてほしいという気持ちはあるわけですが、その辺がやはり引っかかるところで、今回質問をさせていただいているわけでありまして。その点については、町長はどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 第三セクターに対する考えを変えたのかということではありますが、これまで経営会議でできる限りの努力をして自立的にやってきたということではありますが、この後においては、この前の分析報告にもありましたように民間の資金は当てにならない状況もあるということで、ここは今後の交渉にもなるかと思っておりますけれども、いわゆる会社に万一のことがないような担保をしておく必要があるということで、今回をお願いしたものであります。したがって、これについては考えを変えたというよりも、ここはそういう最後のぎりぎりのところに来て、ひとつこれをお願いしたいということでもあります。

それから、議員さんもおっしゃっているように、何とか会社を復活させたい、願いたいという思いであります。かつては牛乳公社もそういう状態であったことを分析していただいて、画期的にそれを執行してきて、今見事に回復したわけでございます。

今経営を取り巻く環境は、内部努力だけではいかんともしい難い状況にありまして、経営環境含む、全国的な状況の中で、このエステックが抱えている事業にどのような可能性があるかと

いうことを分析していただかなければならないということでありました。

この数か月、その分析をしていただきました。これを今度はどのような可能性があるかという検討会議と、それを受けて、我々が今度その事業をどうしていくかという判断をしなければいけない、その期間を担保したいという思いでお願いした次第でございます。

議長 3回制限は一応あるのですけれども、内容が内容だけに、これについては納得できるまでご討論ください。

10番 緊急事態だということで、お願いをしたいということであるのかなというふうに思いますが、では三セクの経営健全化方針の中でも、やはり抜本的な経営改革を含む経営健全化のための具体的な対応が必要だということで計画をされております。

具体的に、法人の自主事業としては不採算事業の委託化あるいは縮小、廃止など、経営改善の具体的な取組としては飲食提供における売上高減少率に応じた食材費への縮減、あるいは利用状況に応じた経営体制、営業時間あるいは人員配置、そして抜本改革として指定管理事業に集中するというのを、昨年の3月31日付でその方針をつくられておりますが、ちょっと担当課長にお聞きしたいのですが、それらのことはこの1年間で行われてきたということなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ご指導いただいている会計事務所さんからご指導いただいた内容でございます。それについては、それを受けまして、当然どのようにできるかということも検討してまいりました。しかし、それは実際は会社の中の協議だけでは答えを出せない部分もありますし、またその事業に、会社に期待した町の考え方もありますので、その辺も相談しながら解決していかねばならない課題だというふうに認識しております。

しかしながら、具体的に取締役会議の中では、我々が自分たちが範囲の中で何とかやりくりできないかという努力を続けてきた状態で、今日まで至って、具体的なアクションは起こしておりません。

具体的なアクションを起こしたのは、内部協議だけでは検討がつかないので、約半年前ですけれども、地方創生で入っている信金中金の分析をしていただいた上で、それをもってアクションを起こそうということで今回に至ったものであります。

議長 淀川豊君。

10番 今特別なアクションを起こしていないということのご答弁がありました。画期的なことを行動としてしなくても、やっぱり取締役会あるいは役員の人たち、また現場のスタッフも含めて、いろいろな努力、改善をしながら今まで来たというふうに私個人はちょっと感じられないというふうなことで質問もしているところです。

今回緊急的にお願いするということでありますが、短期貸付けで1年間、3月にこの予算が通れば貸付けになるのか分かりませんが、来年の3月の末に2,000万を今の状態で一括返済はまず無理ではないかなというふうに私は個人的に感じております。その辺は、町長はどのように感じますか。

議長 細井町長。

町長 町といたしましては、町長といたしましては、こういう状況にある会社に対して町としての方針、姿勢もはっきり明示しなければいけない、そういう意思を持って、いろんな検討会議を設置して方向づけをしていこうとしているものであります。

ただいま議員さんがお聞きの貸付金額について、短期1年で返済できるかということについては、その確証は持てませんが、返済しなければいけない貸付金ですから、当然そのように考えております。

私として見れば、今までの経営会議でやってきたように、自分たちの努力でもって引き続き経営して、この2,000万円は使わなくて済んでいけるようなことを期待しております。それが完済できるかどうかという保証はないですが、今までそうやって30年近くもやってきたわけですから、そこに期待していきたいけれども、最後の保険を掛けたいということで提案したものでございます。

議長 淀川豊君。

10番 何回説明してもまずお願いしたいということの答弁しかないと思いますが、それで町長として、今回2,000万の貸付け、1年間、来年の今頃に一括で返済をしていただけたらということの、長としてその責任は取るということでしょうか。

議長 細井町長。

町長 これは会社に対する資金を提供するわけですから、会社に対して全力で取り組んでいただきたいということをお願いするものであります。それに対しての結果が出てからの判断であらうというふうに思います。

この間、この1年間は何をやるかというのは、バーデンという第三セクターを立ち上げた町の考え方、理念というのがあったものですから、それをどのような方向にこれから位置づけていくのかということが一番求められる重要なことではないかなというふうに思います。これについては、やはり今と時代が違うといたしましても、自治体が一つの意思を持って地域振興のために掲げた事業でありますから、その方向性をしっかりと議論すべきであらうというふうに思っております。

議長 そろそろあれですね。

まず、淀川豊君。

10番 いろいろ議論するのはいいですが、最終的に一括返済ができなかった、あるいはそういう事態が起こらなければいいわけですが、その点についてはまず長として責任を持つという認

識でよろしいですか。

議長 細井町長。

町長 この責任につきましては、この事業を立ち上げた歴史的な背景、経緯がありますから、その決着をどうするかということ、そのときの事態をもって協議して判断していく必要があるというふうに認識しております。

議長 早川久衛君。

9番 先ほどから債務超過の会社に対して議論しているわけなのだけれども、年間7,000万台の売上げで、今たまたまコロナウイルスの関係で、3月、4月、5月、年間でも一番売上げのあるこの3か月で恐らく2,000万以上の売上げ減になるのではないかなと、こう思うわけで、そうした場合には7,000万の売上げから2,000万引けば5,000万で、大幅な赤字になると予想されます。簡単に挽回できないだろうと思うので、先ほどから1年短期ということ盛んと言われてはいますが、むしろこの場で書いたものがないわけだから、私は町長に、3年以内にということで変更したらいかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 一応これまで指導いただいてきています会計事務所との協議において、こういう趣旨のものについてはやはり短期で検討していくべきだろうということで1年ということにしております。

今後の状況によっては、それをあるいは継続というような状況も可能性があるとは思いますが、それはその議論をして、今すぐここで結論するというのではなくて、その時点での協議ということにさせていただければというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 私もエステックに対する融資について伺いたいのですけれども、今町長がお話ししたように、信金中央金庫のほうからアドバイスを頂いているということで、我々議員も1月31日でしたが、全員協議会で沢内バーデンのほうで

議員と町長、副町長合わせて、バーデンの経営状況をお聞きしました。

その中で、金融機関にもっとお願いしたほうがいいのではないかなという話が出たときに、アドバイザーの方から、どこの金融機関でも経営改善計画なしにお金を貸すところはないよとはっきり明言されました。一般社会において、経営改善計画なしで2,000万を貸すということはあり得ないという話だと思います。今やろうとしていることは、まさにそういうことであって、緊急という話が出ていますけれども、何をもって2,000万という積算根拠が出たのかというのと、緊急という話が先ほどから出ていますけれども、もう4年、5年、赤字経営、私も1月に経営の内容を見るまでもなく、経営状態がよくないというのは多分町民の方も分かっていると思います。やはりそういうところに2,000万を融資するとなれば、それなりの改善計画なり、それなりの変った姿を見せなければ、逆に沢内バーデンは苦しい立場に追い込まれるのではないかなと思うのですけれども、その点について。

議長 細井町長。

町長 2,000万円の根拠は何かということを含めて、経営改善計画についてでございます。

これまでは、今までエステックの経営会議でいろいろ自助努力で検討してやってきたわけですが、この30年近くですね。やはりいろいろ取り巻く環境、経営環境が違うということで外部の専門家を招聘して、分析していただいて、どのような可能性があるかということ、つまり抜本的な経営改革の方針を得ようと、つくろう、上げようということを目指して、今この融資を活用してつくり上げようとしているものであります。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申し上げたように四、五年赤字状況で、我々から見ても決してよくない状況だったと。緊急的な2,000万円出す以前に、もっと

手を加えるべき、指導すべき点はあったのではないかなと思うのですけれども。

議長 細井町長。

町長 結果としてそういうふうになっていますので、言われてみればそうであるかもしれませんが。しかし、この30年間近く、いろいろ赤字なり黒字を繰り返しながら何とか何とか、利用者の皆さん、お客さんの皆さんに支持されてやってきたという経緯があってここまで来ているわけです。

したがって、いつでもそういうことは手がけなければいけないし、そういう思いで経営会議をやってきたということも事実であります。

議長 高橋宏君。

8番 このことについては、私は3人目なのですけれども、3人とも共通していることは、この2,000万、この1年間で返済できるのかという心配です。

先ほども言いましたように、町長の責任という話もあったのですけれども、私は沢内バーデン、エステックがこういう特別な融資を受けて返済できない、これは町民の目からはもう駄目なのではないかという、逆に再建の道が閉ざされるような結果になると思うのですけれども、そのように町長のほうでは感じないのでしょうか。

議長 ここはバーデンの経営者会議ではないので、質問の範囲もそういう形でご質問願います。

細井町長。

町長 いろいろな経営ですから、リスクはあると思います。最初からリスクがあれば何もできないかというふうに思います。やはり町として一つの一定の意思を持って立ち上げた事業なわけですから、やれるところまで努力してみる必要はあるのではないのでしょうか。

議長 高橋輝彦君。

6番 38ページでございます。一番上、観光案内板整備事業ということで、マイナス補正ということでございます。事業確定によるものだと

いうことでありますが、当初の予定どおりできたものなのかどうか。たしか記憶しているところによれば、町の入り口ということで、顔となる部分なので、かなり力が入っていた事業のような気がするのですが、マイナス補正もちょっと大きいので、その部分、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問は観光案内板の予算に対しての減額の幅が非常に大きいということのお尋ねということだと思います。

当初予算に比べて354万1,000円の減額ということでございますけれども、これにつきましては、当初予算計上時においては町のサインガイドラインといったものがございまして、サインガイドラインに基づく規格の地図看板ということで、かなり大型の看板の設置を検討しておりました。それに基づきまして、業者のほうからの参考見積りを頂きながら町で設計をした金額でございまして、これにつきましては特殊品である規格であることから、非常に高額であったということでございます。

設置につきましては、地元の協議を何回も継続して行っておりまして、その中で当該箇所、設置場所につきましては交流拠点として計画を検討しているというお話があるようで、看板につきましては移動可能なものにしようといったことで、協議の中で出てきたところでございます。

ただ、盤面の大きさについてはほぼ変わらないような大きさで造れるということではございますが、材質の変更等によって重量を抑えたことで、基礎材がかなり軽くできることになったということです。それに伴ってフック等もつけて、必要な場合においては、重量物ではあるのですけれども、移動可能なものに変更したということで、使用変更に伴って当初設計額よりもかなり安価に抑えることができたということに

なります。

当然これに伴いまして、業者さんにもかなりいろんなところにお話を聞きながら進めさせていただきまして、最終的にはデザイン会社を主として発注することになっておりまして、今年度中に設置を目指しておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 移動可能ということでございますが、当初の予定としては、町の入り口だというふうなことで、移動というようなイメージは持っていなかったのですけれども、移動可能ということだと、ほかにどこかに設置するというようなイメージがあるのかどうか、その部分もお聞きしておきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在設置予定としている箇所につきましては、貝沢地区の産直前でございます。当初は、貝沢地区、若畑地区全体として、どちらに設置していこうかという話を地域の区長さん、それから沢内観光協会の方々にも入っていただいて協議をしているところでございます。

場所につきましては先ほど言ったとおりでございますけれども、同地区については様々な整備を考えているようでございまして、駐車場を広げるであるとか、用地を活用して様々なことを考えているというお話があって、場合によっては看板の位置を例えば道路に平行して、垂直に立てているものを平行に変えるですとか、奥に持っていくとか、そういった当該箇所の中での移動というのはあり得るだろうといったお話になっています。そういったときにより大型の基礎コンクリートであればそもそも移動ができないということでございますので、フック付の基礎コンクリートを設置しながら、移動可能な重量物にしようということにしております。

当然、移動可能とは言いますけれども、安全対策上支障のないといったものをしっかり選定していただいておりますことはご承知おきくだ

さい。

議長 刈田敏君。

1番 2点についてお伺いします。

私も先ほどの通信ネットワークだったのですけれども、G I G Aスクールということで、全国的に補助率もいいので、かなり皆さん頑張っていると思うのですけれども、この中で保守ということがありました。セキュリティー等、その辺はどの辺まで継続して見てもらえるのか。

そして、あと1つ問題だと思うのは管理だと思うのですよね。これまでどういう管理をしているか分からないですけれども、先生方がいろいろやってきたのであれば、今後やっぱりそれはかなり……先生方も少なくなつて、それぞれ働き方改革の中で。その辺というのはどのように考えているのか、またこの予算の範囲内にあるのか、そこをお伺いいたします。

あともう一つ、除雪ですけれども、今回雪が少ないということですが、全般通して、この冬、どのような状況であったのかというあたりを説明をお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから校内通信ネットワークにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

アクセスポイントの管理において、ソフト管理の部分がありまして、そういった部分の保守をお願いするということがありますし、ご指摘のとおりセキュリティーの関係、そういった部分の保守も入ってきます。今回の分は1年分ということですので、1年分の保守の分というところの考え方です。

あと管理面のことでございますけれども、先生方にはご負担かけてしまうことにはなるかと思っておりますけれども、学校側と協議しながら、今後実際に導入してからというか、導入するに当たりまして、学校側と協議をしながら対応を決めていきたいと思っております。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 それでは、お答えさせていただきます。

全般的に雪が少ないということで、どの程度までかということで、データのなものというのは、まだ3月過ぎていないので、まとめ上げてはいませんが、2月末時点でいいですよと、除雪作業員は今45名ほどおるのですけれども、その方々はまず臨時職員ということなので、決まった賃金等は雪が降っても降らなくても支払っているという状況なので、どこかの町みために除雪で出ないから6割程度補助してほしいとか、そういうものではございません。

あとは、早出がなかったりだとか土日の除雪がなかったりしてですけれども、それでの給料とか、賃金を若干もらっていないという部分はあるかと思えますけれども、2月末現在ですけれども、去年と比較しまして、早出とか土日出た部分では、去年が287日出ています。それが今シーズンは128ですので、約159日間節約になったという言い方は変ですけれども、いずれその部分は出勤しなかったという部分です。

それから、重油とか、それらの燃料費だとか修繕費につきましては、いつも3月でも補正したりして、通年であればそういうふうな形で補正していたのですけれども、今年度はまずこれでもつだろうということで、3月補正はしていない状況で、予算に比べまして、燃料費であれば、このままであればですけれども、約700万ほどの減額になるのではないかなというふうに思っています。

それから、雪の状況といえば全く降っていないということで、今現在については作業を早めて、雪割路線を除雪して早く道を通すというようなこと、あとは側溝に堆積している泥を上げたりだとか、防雪柵を上げたりとか、そういうふうな作業を今降らない日はさせております。

以上でよろしいでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 大変申し訳ありません。先ほどの私の答弁で訂正があります。

保守の期間ですけれども、私は1年間と申し上げましたが、5年間分になります。申し訳ありませんでした。

議長 刈田敏君。

1番 5年であれ、それ以降もやっぱり継続していかなければならないと思いますので、きちっとした体制というのが欲しいと思います。学校と協議するといってもなかなかこれは大変ではないかなと思いますし、仕事以上にまたそっちをやるというのはかなり厳しいのではないかなと思いますので、ぜひとも対策やるのと、そういうことが可能なのかお聞きします。

それから、除雪費では700万ぐらいという、これはあれだと思うのですけれども、作業内容として、除雪はどこら辺までなのかなということもありますけれども、やはり臨時として行くのならば、そこはいろいろな部分を踏まえてやってもらいたいし、あと1つ問題なのは、やはり歩道とかいろんなものがまず雪が解けると壊れるのですよね。そのお金というのは、除雪費からは捻出できないのか、それをお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 今現在修繕費等もありまして、それにつきましては、今調査をして直しているところは、ひどいところはまず直しておりますし、あとこういう状態なので、チェーンとかで道路に結構穴が空いている部分があるので、その補修等も今現在進めておるところです。

それで、早めに雪が消えると、除雪の最中に分からないでいた部分が壊れているという部分があるので、それについてもまず見つけ次第だとか、あと家の人からここが壊れているという場合は、こちらで見に行き直すというようなことはさせていただきます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ひどいところだけ直しているということ

ですけれども、やっぱりちょっとしたところもきちっと見てもらうことと、やっぱりかなり多くの住民の方から来るので。それで、その予算というのは、時期がたっていくと除雪費でなくて道路管理費とか、そっちのほうになるわけですか。その辺をお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 新年度も道路除雪車両管理費だとか、その部分での修理費は置いておりますけれども、当初予算の関係で、補正ありきといえは変なのですけれども、当初はまず芽出しといいますか、車検を取る程度の修理費等は置いているのですけれども、大抵は9月とか、その辺で補正をしながら対応しているところです。

いずれ今現在のところで、若干の予算の残があるということで、修理費についても同じですので、早めに見て、連絡があればその現場に行き、こちらで……こちらの原因だけとも限らないものですから、やっぱり現場を見ないと分からないので、そこは現場に足を運んでまず確定するというような形を取っています。

以上でございます。

議長 教育長。

教育長 通信ネットワークにつきまして、各学校と協議でというので大丈夫なのかというご心配のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、この事業自体は、西和賀町がというよりも国としてG I G Aスクール構想というような取組をしていくということになります。1人1台パソコン、タブレットですね、1人1台タブレットを使って、自分の机で授業を受けると。学校のほうでは、前に黒板ではなくて電子黒板が置かれ、子供たちは手元にタブレットを使い、それをもって授業を行っていくのが将来的な学校の姿ということです。そのネット環境の整備をするというのが今回のご提案ということになります。

そこで、先ほど学務課長のほうからタブレット充電保管庫というものを小学校で6、中学校

で3を予定していると。要するに各教室にタブレット充電式の保管庫を置いて、そして一晩かけて充電して、朝登校したらそれを出して授業が始まるというような世の中に変わっていくという環境整備になります。その充電保管庫というものを私自身もまだ見ていないので、あれですけれども、そういった部分においてはきちんと管理がされるものなのかなというふうに思っております。

先ほど課長からも、将来的にはそのうちまたお願いすることになりますという話をしておりました。今270名ほどの児童生徒がいます。将来その設備を整えるときには250、240になるかもしれませんがけれども、その頃になりましたらば、それだけの数のタブレットを予算で購入し、子供たちの手元でそれを教科書代わりにしながら授業が始まる、もしくはうちに持ち帰ってそれを宿題としてやる、そういった世の中の準備段階ということで、もちろんそういった高価なものを使うわけですので、環境整備そのほかについてはしっかりとやっていきたいと考えています。

議長 刈田敏君。

1番 これからはITの時代ですから、仕事自体も全くそのとおりになっていくと思います。そういう点では、きちっと子供たちにやっぱり格差がないように、全国共通の中で、こういうものに予算投入してやっていただきたいと思えますし、その子供たちが将来議員になったときには、やはりタブレットというのが必要になってくると思うのです。そういう意味では、当局のほうもその辺ちょっと考えながら進めていただければと思います。

終わります。

議長 早川久衛君。

9番 それでは、34ページ、これはちょっと金額が大きくて、確認をします。農業振興課で5,600万の減額を計上しておりますけれども、これは入札減であればいいけれども、この中で

多面的機能支払交付金1,600万というのは、これは直接農家の方の支払いの減額ではないかなと思いますけれども、工事減であれば理解できるけれども、こういうのをどんどん減額して、せっかく貴重な予算を計上して、大き過ぎるなということで、活動が非常に、失礼な言い方になるけれども、活発ではなかったのか、指導がさっぱりなかったのかなということを指摘したい。その指摘は当たりませんか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 多面的機能支払事業の1,617万6,000円の減額に対しての質問かと思います。

多面的機能支払交付金事業は、今町内で三十四、五か所で取り組まれております。実際に取り組まれていないかということではなくて、国のほうから来る交付金が本来であれば100%来るものが今年であれば71%、これが長寿命化という部分で共同取組み活動と、もう一つは維持、共同管理という部分がありまして、長寿命化の部分で、本来であれば事業費に対して100%来るものが71%止まりで終わってしまったと、その差額等が1,617万6,000円となったものでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 先ほどのエステックの関係で、ちょっと一言だけ町長から決意のほどを伺いたいのですけれども、やはり先ほど同僚が申し上げたように経営の再建の見通しとか、それから経営改善計画、こういうのがないと、やはり民間から融資というのは大変厳しい、そういう状況の中で町長が決断されたわけですから、この2,000万がぜひ今後改善に向けて生かされる、本当に見える形の改善策を取って、ぜひ地域のイベント拠点であり、また第三セクターということもあっての町長の考えというか、決断でしょうから、ひとつその辺の町長の認識をちょっと伺っておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 細井町長。

町長 エステック、バーデンにつきましては、

設立目的なのですけれども、研修と交流を目的とした志賀来開発構想に基づいて建設され、施設運営に民間手法を取り入れるために設置したというふうになっているわけです。ですから、設立当初、平成4年ですけれども、それなりの目的を持って地域振興のために立ち上がったというふうに思います。

したがって、今回経営改善計画を施行していくわけですが、それが改善なのか、あるいは全く別な手法によるものなのかは分からないのですけれども、それなりのノウハウ、技術を持った方に参加いただいて、分析して、提案を頂くという考え方を持っております。

いろいろな設立当初の目的とは違ったにしても、あそこの地域をやはり開発してやっていくというのは、西和賀町の中の重要な財産になるというふうに思いますので、そういう夢を持ちつつ、すぐにやめたということではなくて、その可能性に着手していかなければならない、私はそういうふうに歴史的な使命があるのではないかなというふうに思います。

したがいまして、これまでの振り返りと、その土地が、場所が持っている可能性を掘り出しながら、今の社会情勢に合わせてどういう可能性があるかというものを引き出していくということを念頭に置いて今後の検討会議に期待したいというふうに思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 今の意向は分かりましたが、ただやはりエステックの社長であり、町長でありますので、町長として、せっかくの融資がどうか、これが生かされるように最善の方策を講じて、期待しておりますので、そういう意味で必要であればしようがないでしょうけれども、そういうことが町民にも今後理解される一つの要因であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋宏君。

8番 一般会計補正予算に対し、反対の立場で討論いたします。

補正予算、歳出、総務費において、町の第三セクター経営改善事業とし、沢内バーデンを管理する株式会社エステックに対し経営改善資金貸付金とし2,000万円、1年間無利子で貸し付けると提案されました。

西和賀町は、合併15年目を迎えるに当たり、国からの支援も減少する状況で、多くの予算が縮小されています。そのような中で、経営状況が厳しいとはいえ、本来経営改善計画を示した上で財政支援を受けるべきにもかかわらず、運転資金が足りないため貸付けするというのは、町民の理解が得られないと思います。

経営改善の形を示さず2,000万円貸付けし、経営が改善されなければ、沢内バーデンに対する町民の目は厳しくなり、結果的に再建の道が閉ざされる可能性が高まります。

町民からも沢内バーデンは変わったと思われるような具体的改善策を示した上での貸付けをすべきと考え、反対討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第16号 令和元年度西和賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、3時40分まで休憩します。

午後 3時29分 休 憩

午後 3時40分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第16、議案第17号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第17号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,235万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,953万5,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

年度末を迎え、歳出においては各種事業の規模や財源の確定、歳入においては国民健康保険税、県補助金及び一般会計からの繰入金の見込みにより予算編成を行ったところであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうから内容について説明いたします。

歳出から説明します。8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費104万8,000円の減額は、国保事務処理標準システム導入事業の確定に伴い減額するものです。

1款2項1目賦課徴収費119万9,000円の減額は、人件費の確定に伴い減額するものです。

2款1項療養諸費5,000万円の増額、2項高額療養費750万円は、これまでの支出実績から保

険給付費の不足が見込まれることから増額するものです。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国が国保財政運営の責任主体となり、市町村ごとの給付費、被保険者数の動向などにに基づき決定し、徴収されるものですが、今回の補正は1 項医療給付分、2 項後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分について、保険基盤安定繰入金が確定したことにより、それぞれ財源調整を行うものです。

5 款2 項1 目保健衛生普及費は、臨時運転手賃金と燃料費の不足分を報償費で調整するものです。

6 款1 項1 目財政調整基金積立金は、726 万6,000 円を基金に積み立てようとするものです。

8 款1 項2 目償還金4,000 円の増額は、国庫支出金過年度返還金として支出するものです。

8 款2 項1 目繰出金17 万円の減額は、さわうち病院の総合相談窓口事業に係る経費のうち、県補助金の特別交付金として交付された額を病院会計に繰り出すもので、見込額を精査したことにより減額するものです。

続いて、歳入について説明いたします。6 ページをお開きください。1 款1 項の国民健康保険税945 万円の増額、2 款1 項の手数料2 万3,000 円の増額、3 款1 項の県補助金の特別交付金で70 万9,000 円の増額は、国保事務処理標準システム導入事業に係る精算見込みによるものです。

4 款の財産収入で3 万4,000 円の増額、5 款1 項の他会計繰入金では一般会計からの繰入金431 万8,000 円の減額、5 款2 項の基金繰入金では財政調整基金からの繰入金5,557 万3,000 円の増額、7 款の一般被保険者延滞金で88 万2,000 円の増額は収支の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 令和元年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第18号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1 条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428 万1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,232 万1,000 円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表、歳入歳出予算補正のとおりです。

歳出から説明いたします。7 ページを御覧ください。1 款1 項1 目一般管理費については、財源調整を行うものです。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金428 万1,000 円の減額は、保険基盤安定事業費確定によるものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項2目普通徴収保険料7万5,000円の増額は、保険料の収入見込みから増額、2款1項1目督促手数料に1万1,000円の増額、3款1項1目一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金確定等により436万7,000円を減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和元年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第19号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ14億3,809万1,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,191万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、私のほうから内容について説明いたします。

保険事業勘定の歳出から説明します。9ページを御覧ください。1款1項総務管理費22万9,000円の減額は、契約金額の確定によるものです。

2款の保険給付費ですが、1項1目居宅介護サービス給付費は、これまでの給付実績を勘案し、1,400万円を減額するものです。

5目施設介護サービス給付費1,000万円、2款2項介護予防サービス等諸費120万円、2款6項特定入所者介護サービス等諸費210万円は、今後のサービス給付費に不足を来さないよう増額するものです。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費24万円は、事業の実施が見込めないことから減額するものです。

2目一般介護予防事業費24万7,000円の減額は、契約金額確定によるものです。

5目審査支払手数料2万円は、不足を来さないよう増額するものです。

3款3項1目在宅医療・介護連携推進事業費143万1,000円は、在宅医療介護連携支援員の確保が見込めないことから減額するものです。

5款1項基金積立金3,000円は、介護保険事業介護給付費準備基金積立金を増額するものです。

続いて、歳入について説明いたします。6ページをお開きください。1款1項介護保険料の815万4,000円、2款1項手数料の6,000円については、それぞれ増額を見込むものです。

3款1項国庫負担金79万5,000円の減額、2項国庫補助金74万円の減額、4款1項支払基金交付金31万4,000円の減額、5款1項県負担金56万7,000円の増額、2項県補助金33万3,000円の減額、7款1項一般会計繰入金65万2,000円の減額、2項基金繰入金872万円の減額は、給付及び委託事業の実績の確定見込みにより補正するものです。

また、6款1項財産運用収入は、基金利子として3,000円を増額するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。17ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費は、財源調整を行ったものです。

2款1項1目介護予防支援事業費32万8,000円の増額は、介護予防サービス計画作成業務委託料に不足が見込まれることから補正しようとするものです。

次に、16ページの歳入になりますが、1款1項介護予防給付費収入34万2,000円の増額は介護予防サービス計画費収入の見込みから増額、2款1項他会計繰入金1万4,000円の減額は財源調整をしようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 10ページの地域支援事業費の減額、在宅医療介護連携支援員が確保できなかったということのようでしたが、この辺ちょっと説明をお願いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 年度当初は確保できていたのです

が、途中で辞められたということがありまして、その後の確保について、なかなか適した人材が見つからなかったということで、今回減額させていただいたということです。

議長 本日上程予定の議案審議が午後4時までに終わらない場合は、終わるまで会議時間の延長を行います。

高橋和子君。

4番 そうしますと、引き続き探すということなのでしょうが、これは何名必要で、不足分は1名ですか。

それから、資格とか、そういった結構難しい仕事なのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お願いする方には、介護認定調査をお願いしたいと考えていまして、そうなることができる方となりますので、そういう条件というか、そういうことが必要になってまいります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和元年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第20号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号
令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正
予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出
予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,789万7,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億
9,813万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の変更は、4ページ、第2表、
地方債補正のとおりですが、特定地域生活排水
処理施設整備事業の事業費の確定に伴い、下水
道事業債の限度額を1,690万円から800万円に
変更するものです。

詳細については担当課長から説明いたします
ので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださ
いますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容につ
いて、歳出から説明します。8ページを御覧くだ
さい。1款1項1目一般管理費については、年
度末までの給与、職員手当あるいは共済費の見
込額を精査し、職員手当や共済費を63万円減額
したほか、郵便料金が不足することが見込まれ
ることから通信運搬費3万8,000円を増額し、
総額で59万1,000円を減額しようとするもの
です。

1款2項1目公共下水道施設管理費の湯田分
については、浄化センターの電気料金として8
万4,000円、マンホールポンプ13号の操作盤の
電磁接触器の修繕費として11万2,000円、通信
運搬費として1万8,000円をそれぞれ減額し、
委託料については事業確定に伴い、浄化センタ
ー維持管理業務委託料等として141万1,000円、
下水道用地の借上料として14万1,000円、公共
枘設置等工事費として45万5,000円をそれぞれ

減額しようとするものです。同じく沢内分につ
いては、通信運搬費として1万7,000円を増額
し、委託料については事業確定に伴い、浄化セ
ンター維持管理業務委託料等として131万
9,000円を減額しようとするものです。

1款2項2目合併処理浄化槽管理費につ
いては、浄化槽に空気を送り攪拌するブロー
アの修繕費として5万2,000円を増額し、
下水道事業債償還基金県補助金の減額に伴
い、下水道事業基金積立金として93万9,
000円を減額しようとするものです。

1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備
事業費については、浄化槽市町村整備推進事
業において、当初10基を設置する予定でしたが、
4基の設置で事業を確定としたことから、6
基分の工事費1,174万円を減額するものと
す。

2款1項2目利子については、事業の確定に
伴い、154万2,000円を減額するものと
す。

次に、歳入についてご説明します。7ペ
ージを御覧ください。1款1項2目浄化槽事業分
担金66万2,000円、3款1項1目浄化槽事業
費補助金233万6,000円、4款1項1目浄化
槽事業費補助金93万9,000円、9款1項2
目浄化槽事業債890万円については、先ほど
申し上げた浄化槽市町村整備推進事業の事業
確定に伴い財源調整を行い、それぞれ減額す
るものです。

6款1項1目一般会計繰入金506万2,000
円の減額については、今回の補正予算の財源
調整をしようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、
原案のとおりご決定くださいますよう、よろ
しくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第20、議案第21号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,252万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明します。7 ページを御覧ください。1 款 2 項 1 目施設管理費については、事業の確定に伴う施設維持管理業務委託料として19万7,000円、自家用電気工作物保安業務委託料として3,000円、公共柵設置等工事費として45万5,000円をそれぞれ減額し、総額65万5,000円を減額するものです。

次に、歳入についてです。6 ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、今回補正の財源調整として65万5,000円を減額しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第21、議案第22号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,034万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出か

ら説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目温泉施設管理費、11節需用費、光熱水費36万4,000円は、事業精査により不足分を増額しようとするものです。12節役務費8,000円の減額は、砂ゆっこ源泉管理施設増築に係る建築確認手数料として計上してございましたが、建築面積要件が建築確認を必要としないものであったことから、予算減額を行おうとするものです。また、13節委託料20万8,000円の減額、15節工事請負費47万3,000円の減額は、ともに入札残によるものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料187万1,000円の増額は、実績見込みによるものです。

2款1項1目利子及び配当金については、温泉開発整備基金利子7,000円を増額し、歳出にて基金積立てをするものであります。

また、3款1項1目一般会計繰入金219万6,000円の減額は、歳出に対応して調整したものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 令和元年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第23号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号 令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

まず、収益的収支予算の支出につきまして、材料費の増などにより病院事業費用合計で967万9,000円を増額しようとするものであります。

収入につきましては、入院、外来ともに当初に見込んだ患者数を下回る見込みとなったことから、医業収益の合計で2,792万8,000円を減額する一方で、一般会計からの補助金3,409万8,000円を増額するなどし、病院事業収益合計で864万9,000円を増額するものであります。

この結果、今回の補正予算に係る収益的収支は103万円のマイナスで、単年度の欠損金額は7,596万4,000円となる見込みでございます。

次に、資本的収支予算につきましては、医療機器等整備事業の事業費確定に伴い、資本的支出及び収入ともに142万2,000円を増額するものであります。

詳細につきましては病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 今回の補正予算の内容につきまして、引き続き私から説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条では、令和元年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるとし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。

その第2条の(2)、年間患者数の入院分であります。当初予算では1万585人を予定したところでしたが、12月までの実績を勘案し、この人数を下回る見込みとなったことから、886人の減とするものです。

外来分につきましても、当初見込みから760人減の3万460人とするものです。

(4)、成人病検診、町から委託を受けている人間ドックでございますが、こちらも受診者数の減により予定量を見直すものであります。

また、(5)、主な建設改良事業につきましても、追加で整備したことに伴う補正でございます。

第3条では、収益的収入で、患者数の減による医業収益の減額がありましたが、他会計補助金の増額などで、病院事業収益合計では864万9,000円の増とするものでございます。

支出につきましては、材料費の増などで967万9,000円の増額としております。

第4条は、資本的収支で、それぞれ142万2,000円の減額を行うものであります。

2ページ、第5条は、企業債の限度額の補正であります。医療機器等整備事業の事業費の確定に伴うものでございます。

第6条は、今回議会の議決事項に係る給与費の補正を行ったことに伴い改めるものであります。

第7条は、他会計からの補助金、また第8条は材料費の補正に伴う棚卸資産購入限度額の改正となっております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。10ページをお開きください。収益的支出予算について説明いたします。2目材料費で1,477万3,000円の増額となっておりますが、今年度の当初予算編成がかなり窮屈であったため、比較的変動要因が大きい材料費を相当程度圧縮して計上していたことによるところが主な理由であります。

3目経費につきましては、外部の医科医師の

診療応援が減ったことなどによる減額でございます。

8ページにお戻りください。収益的収入の1項医業収益2,792万8,000円の減額は、冒頭の説明で申し上げたように、入院、外来の患者数の減と人間ドックの受診者数の減によるものでございます。ただし、歯科外来につきましても、患者数、収益ともに増加を見込んでいるものでございます。

2項医業外収益、2目他会計補助金であります。医業収益のマイナスを賄うため、一般会計からの補助金3,409万8,000円の増額をお願いするものでございます。

5目その他医業外収益の257万7,000円の増であります。小原院長と北村総括院長が定期的に県内の他医療機関に診療応援を行っており、その診療手当収入分を今回計上したものでございます。

6ページを御覧ください。資本的収支でございますが、今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したため、執行残の減額を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号 令和元年度町立西和賀さうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第24号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第1条では、令和元年度西和賀町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について、既決予定額 2 億 1,310 万 8,000 円から 93 万 7,000 円を減額し、収入の総額を 2 億 1,217 万 1,000 円にしようとするものです。

支出においては、水道事業費用について、既決予定額 4 億 3,103 万 5,000 円に 123 万 4,000 円を追加し、支出の総額を 4 億 3,226 万 9,000 円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、建設改良費の減額により、収入及び支出ともに既決予定額 3 億 4,126 万 5,000 円から 453 万 2,000 円を減額し、収入及び支出の総額をそれぞれ 3 億 3,673 万 3,000 円にしようとするものです。

2 ページを御覧ください。第4条では、配水管布設替事業の事業費の確定に伴い、企業債の限度額を 5,510 万円から 5,300 万円に変更するものです。

第5条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額 3,894 万 5,000 円から 165 万 9,000 円を減額し、職員給与費の総額を 3,728 万 6,000 円にしようとするもの

です。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、収益的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。

9 ページを御覧ください。収入からご説明します。1 款 1 項 1 目給水収益については、水道料金の精査により 108 万 4,000 円を減額するものです。

2 目その他の営業収益については、給水装置工事申込手数料として 3,000 円を減額するものです。

1 款 2 項 2 目他会計補助金については、繰り出し基準に基づき、一般会計からの補助金として 15 万円を増額するものです。

続いて、支出についてご説明します。10 ページを御覧ください。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費については、事業の確定、事業の精査による増減により 253 万 3,000 円を減額するものです。

2 目配水及び給水費については、水道メーター交換業務の確定に伴い 7 万 3,000 円、応急給水用トラック借上料として 5 万 8,000 円をそれぞれ減額し、突発的な配水管等の修繕費として 169 万 1,000 円を増額するものです。

3 目総係費については、年度末までの給与、職員手当等の見込額を精査し、期末手当として 101 万円、勤勉手当として 64 万 9,000 円を減額し、賞与引当金繰入額として 11 万 9,000 円を増額し、総額として 154 万円を減額しようとするものです。

4 目減価償却費については、構築物の減価償却費として 181 万 3,000 円、機械及び装置の減価償却費として 163 万 3,000 円、総額 344 万 6,000 円を増額するものです。

1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債利息の確定に伴い、30 万 1,000 円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。12ページを御覧ください。初めに、支出についてご説明します。1款1項1目水道施設改良費については、前郷地区で行った配水支管布設工事実施設計業務委託の事業確定により7万6,000円、同工事費210万6,000円をそれぞれ減額するものです。

減額の主な理由は、現地精査の結果、布設延長を当初設計の237メートルから84メートルに変更したこと、設置する配水管の口径を75ミリから50ミリに変更したことによるものです。

2目配水管布設替事業費については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替工事の確定により、219万7,000円を減額するものです。

減額の主な理由は、若畑工区については配水管延長を当初設計の253メートルから275メートルに延長増したことにより17万5,000円の増となりましたが、大野工区については配水管の布設替に伴う仮設配水管を当初設計の676メートルから232メートルに変更したことにより237万円の減となり、これらの差引きから減額となるものです。

4目営業設備費については、施設を巡回する公用車購入費として、事業の確定により15万3,000円を減額するものです。

最後に、収入についてですが、先ほど述べました配水支管布設工事及び主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替工事の事業の確定に伴い、1款1項1目企業債については210万円、2項1目他会計出資金については243万2,000円を地方公営企業繰出金基準に基づき減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和元年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 4時29分 散 会